

農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案新旧対照条文
 ○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章（略） 第二章 農業協同組合及び農業協同組合連合会 第二節（略） 第二節 事業（第十条―第十一条の三十二） 第二節の二 共済契約に係る契約条件の変更（第十一条の三十三―第十一条の四十四） 第二節の三 子会社等（第十一条の四十五―第十一条の五十） 第三節 第六節（略） 第二章の二 第六章（略） 附則 第九条 組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下この条、第十一条の四十九第一項第五号、第七十二条の八の二及び第七十三条の二十四において、「私的独占禁止法」という。）の適用については、これを私的独占禁止法第二十二條第一号及び第三号に掲げる要件を備える組合とみなす。	目次 第一章（略） 第二章 農業協同組合及び農業協同組合連合会 第二節（略） 第二節 事業（第十条―第十一条の十五の三） 第二節の二 子会社等（第十一条の十六―第十一条の十九） 第三節 第六節（略） 第二章の二 第六章（略） 附則 第九条 組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下この条、第七十二条の八の二及び第七十三条の二十四において、「私的独占禁止法」という。）の適用については、これを私的独占禁止法第二十二條第一号及び第三号に掲げる要件を備える組合とみなす。

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 組合員（農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者。次項及び第四項並びに第十一条の三十一第三項及び第五項を除き、以下この節において同じ。

）のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導

二 第十五（略）

（略）

第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合は、組合員の委託により、次の各号に掲げる不動産を貸付けの方法により運用すること又は売り渡すことを目的とする信託の引受けを行うことができる。

一 信託の引受けを行う際その委託をする者の所有に係る農地又は採草放牧地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。第十一条の三十一第二項第二号において同じ。）

二（略）

（略）

第一項第十号の事業を行う組合は、組合員のために、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）その他主務大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行（農林水産省令で定めるものに限る。）の事業を行うことができる。

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 組合員（農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者。次項及び第四項並びに第十一条の十五の二第三項及び第五項を除き、以下この節において同じ。）のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導

二 第十五（略）

（略）

第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合は、組合員の委託により、次の各号に掲げる不動産を貸付けの方法により運用すること又は売り渡すことを目的とする信託の引受けを行うことができる。

一 信託の引受けを行う際その委託をする者の所有に係る農地又は採草放牧地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。第十一条の十五の二第一項第二号において同じ。）

二（略）

（略）

第六項第三号の二、第六号の三及び第十五号並びに第十四項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一～三（略）

四 保険業法第六十一条の二第二項に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項に規定する特定短期社債（第十五項において「旧特定短期社債」という。）を含む。）

六（略）

②⑤（略）

②⑥ 組合は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設（第六項第三号及び第四号並びに第九項の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、第六項第二号から第十七号まで及び第七項から第十項までの規定に係る場合を除き、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の額（第一項第二号及び第六項第一号の事業を併せ行う場合には、これらの事業の利用分量の額の合計額。以下この条において同じ。）は、当該事業年度における組合員の事業

第六項第三号の二、第六号の三及び第十五号並びに第十三項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一～三（略）

四 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の二第二項に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項に規定する特定短期社債（第十四項において「旧特定短期社債」という。）を含む。）

六（略）

②④（略）

②⑤ 組合は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設（第六項第三号及び第四号並びに第九項の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、第六項第二号から第十七号まで及び第七項から第九項までの規定に係る場合を除き、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の額（第一項第二号及び第六項第一号の事業を併せ行う場合には、これらの事業の利用分量の額の合計額。以下この条において同じ。）は、当該事業年度における組合員の事業

の利用分量の額の五分の一（政令で定める事業については、政令で定める割合）を超えてはならない。

②⑦・②⑧（略）

②⑨ 組合は、第二十六項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次の各号に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一（三）（略）

③① 組合は、第二十六項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、組合員の生産する物資の販売の促進を図るため組合員の生産する物資と併せて販売を行うことが適当であると認められる物資を生産する他の組合の組合員その他の農林水産省令で定める基準に適合する者に第一項第八号の規定による施設を利用させることができる。

③① 第一項第二号、第三号、第十号若しくは第十二号、第二項、第三項又は第五項の事業の利用に関する第二十六項ただし書及び第二十七項の規定の適用については、第一項第二号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者又は地方公共団体以外の営利を目的としない法人に対し貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者、同項第三号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び営利を目的としない法人、同項第十号又は第十二号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者、第二項、第三項又は第五項の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び当該委託を受け、当該信託の引受けを行い、又は当該借入れをする際

の利用分量の額の五分の一（政令で定める事業については、政令で定める割合）を超えてはならない。

②⑥・②⑦（略）

②⑨ 組合は、第二十五項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次の各号に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一（三）（略）

②⑨ 第一項第二号、第三号、第十号若しくは第十二号、第二項、第三項又は第五項の事業の利用に関する第二十五項ただし書及び第二十六項の規定の適用については、第一項第二号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者又は地方公共団体以外の営利を目的としない法人に対し貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者、同項第三号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び営利を目的としない法人、同項第十号又は第十二号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者、第二項、第三項又は第五項の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び当該委託を受け、当該信託の引受けを行い、又は当該借入れをする際

に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者であつた者（同項第二号の事業にあつては、当該借入れに係る土地でその借入れの際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者の所有に係るものの所有権を取得した者を含む。）は、これを組合員とみなす。

③②
（略）

③③ 第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会は、同項、第二項及び第五項の規定にかかわらず、同号の事業に附帯する事業及び第十項の事業のほか他の事業を行うことができない。

第十条の二 前条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合の出資（第十三条の二第二項の回転出資金を除く。次項において同じ。）の総額は、農林水産省令で定める区分に応じ、農林水産省令で定める額以上でなければならない。

前項の農林水産省令で定める額は、農業協同組合の出資の総額にあつては一億円（組合員（第十二条第一項第二号から第四号までの規定による組合員を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する農業協同組合の出資の総額にあつては千万円）、農業協同組合連合会の出資の総額にあつては十億円を、それぞれ下回つてはならない。

第十一条の二 （略）

前項に規定する「子会社」とは、組合がその総株主等の議決権（総株主又は総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定す

に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者であつた者（同項第二号の事業にあつては、当該借入れに係る土地でその借入れの際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者の所有に係るものの所有権を取得した者を含む。）は、これを組合員とみなす。

③③
（略）

③④ 第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会は、同項、第二項及び第五項の規定にかかわらず、同号の事業に附帯する事業のほか他の事業を行うことができない。

第十条の二 前条第一項第三号の事業を行う組合の出資（第十三条の二第二項の回転出資金を除く。次項において同じ。）の総額は、政令で定める区分に応じ、政令で定める額以上でなければならない。

前項の政令で定める額は、農業協同組合の出資の総額にあつては一億円（組合員（第十二条第一項第二号から第四号までの規定による組合員を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する農業協同組合の出資の総額にあつては千万円）、農業協同組合連合会の出資の総額にあつては十億円を、それぞれ下回つてはならない。

第十一条の二 （略）

前項に規定する「子会社」とは、組合がその総株主等の議決権（総株主又は総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定す

る種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条及び第二節の三において同じ。をいう。以下同じ。の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、当該組合及びその一若しくは二以上の子会社又は当該組合の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該組合の子会社とみなす。

前項の場合において、組合又はその子会社が有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該組合若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。）その他農林水産省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該組合又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（農林水産省令で定める議決権を除く。）を含むものとする。

第十一条の三（略）

第十一条の四（略）

前項の組合が子会社（第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）で主務省令で定める会社以外のものその他の当該

る種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条、次節及び第九十三条において同じ。をいう。以下同じ。の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、当該組合及びその一若しくは二以上の子会社又は当該組合の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該組合の子会社とみなす。

前項の場合において、組合又はその子会社が有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該組合若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。）その他主務省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該組合又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（主務省令で定める議決権を除く。）を含むものとする。

第十一条の二の二（略）

第十一条の三（略）

前項の組合が子会社（第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。次条、次節、第十二条、第三十条、第五十四条の二及び第一百

組合と主務省令で定める特殊の関係のある者（以下この条において「子会社等」という。）を有する場合には、当該組合及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該組合及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「合算信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（略）

第十一条の五 第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合は、その特定関係者（当該組合の子会社その他の当該組合と農林水産省令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）又はその特定関係者に係る利用者との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき農林水産省令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

一 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該組合の取引の通常の条件に照らして当該組合に不利益を与えるものとして農林水産省令で定める取引

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者に係る利用者との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該組合の事業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそ

条において同じ。）で主務省令で定める会社以外のものその他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある者（以下この条において「子会社等」という。）を有する場合には、当該組合及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該組合及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「合算信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（略）

第十一条の三の二 第十条第一項第三号の事業を行う組合は、その特定関係者（当該組合の子会社その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）又はその特定関係者に係る利用者との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき主務省令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

一 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該組合の取引の通常の条件に照らして当該組合に不利益を与えるものとして主務省令で定める取引

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者に係る利用者との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該組合の事業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそ

れのあるものとして農林水産省令で定める取引又は行為

第十一条の六 (略)

第十一条の七 (略)

前項の共済規程には、共済事業（第十条第一項第十号の事業（この事業に附帯する事業を含む。）及び同条第十項の事業をいう。以下同じ。）の種類その他事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関して農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。

共済規程の変更（軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。）又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。

組合は、前項の農林水産省令で定める事項に係る共済規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第十一条の八 主務大臣は、第十条第一項第十号の事業を行う組合の共済事業の健全な運営に資するため、次に掲げる額を用いて、当該組合がその経営の健全性を判断するための基準として共済金、返戻金その他の給付金（以下「共済金等」という。）の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準その他の基準を定めることができる。

れのあるものとして主務省令で定める取引又は行為

第十一条の三の三 (略)

第十一条の四 (略)

前項の共済規程には、事業の種類その他事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関して農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。

共済規程の変更又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。

一 出資の総額、利益準備金の額その他の農林水産省令で定めるものの額の合計額

二 共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額として農林水産省令で定めるところにより計算した額

第十一条の九 第十条第一項第十号の事業を行う組合に対し共済契約の申込みをした者又は当該組合と共済契約を締結した共済契約者（以下この条において「申込者等」という。）は、次に掲げる場合を除き、書面によりその共済契約の申込みの撤回又は解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。

一 申込者等が、農林水産省令で定めるところにより、共済契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面を交付された場合において、その交付をされた日と申込みをした日とのいずれか遅い日から起算して八日を経過したとき。

二 当該共済契約の共済期間が一年以下であるとき。

三 当該共済契約が、法令により申込者等が加入を義務付けられているものであるとき。

四 申込者等が組合又は共済代理店（組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者で、当該組合の役員又は使用人でないものをいう。以下同じ。）の事務所その他の農林水産省令で定める場所において共済契約の申込みをしたとき。

五 その他農林水産省令で定めるとき。

前項第一号の場合において、同項の組合は、同号の規定による書面の交付に代えて、農林水産省令で定めるところにより、当該申込者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供した組合は、当該書面を交付したものとみなす。

前項前段の電磁的方法（農林水産省令で定める方法を除く。）により第一項第一号の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込者等に到達したものとみなす。

共済契約の申込みの撤回等は、当該共済契約の申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。

第一項の組合は、共済契約の申込みの撤回等があつた場合には、申込者等に対し、当該申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金その他の金銭の支払を請求することができない。ただし、同項の規定による共済契約の解除の場合における当該解除までの期間に相当する共済掛金として農林水産省令で定める金額については、この限りでない。

第一項の組合は、共済契約の申込みの撤回等があつた場合におい

て、当該共済契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。ただし、当該共済契約に係る共済掛金の前払として受領した金銭のうち前項ただし書の農林水産省令で定める金額については、この限りでない。

共済代理店は、共済契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該共済契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

共済代理店は、第一項の組合に共済契約の申込みの撤回等に伴い損害賠償の支払その他の金銭の支払をした場合において、当該支払に伴う損害賠償の支払その他の金銭の支払を、申込みの撤回等をした者に対し、請求することができない。

共済契約の申込みの撤回等の当時、既に共済金の支払の事由が生じているときは、当該申込みの撤回等は、その効力を生じない。ただし、申込みの撤回等を行った者が、申込みの撤回等の当時、既に共済金の支払の事由が生じたことを知つているときは、この限りでない。

第一項及び第四項から前項までの規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

第十一条の十 第十条第一項第十号の事業を行う組合又は共済代理店は、共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 共済契約者又は被共済者に対して、虚偽のことを告げ、又は共

済契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為

二 共済契約者又は被共済者が当該組合に対して重要な事項につき虚偽のことを告げることを勧める行為

三 共済契約者又は被共済者が当該組合に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことを勧める行為

四 前三号に定めるもののほか、共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者（以下「共済契約者等」という。）の保護に欠けるおそれがあるものとして農林水産省令で定める行為

第十一条の十一 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、当該組合の共済代理店が当該組合のために行う共済契約の締結の代理又は媒介につき共済契約者に加えた損害を賠償する責めに任ずる。

前項の規定は、同項の組合が、共済代理店の委託をするにつき相当の注意をし、かつ、当該共済代理店が当該組合のために行う共済契約の締結の代理又は媒介につき共済契約者に加えた損害の発生を防止に努めた場合には、適用しない。

第一項の規定は、同項の組合から共済代理店に対する求償権の行使を妨げない。

民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百二十四条の規定は、第一項の規定による損害賠償の請求権について準用する。

第十一条の十二 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、この法律

及び他の法律に定めるもののほか、農林水産省令で定めるところにより、その共済事業に係る重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

第十一条の十三 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、毎事業年度末において、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、農林水産省令で定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

第十一条の十四 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、毎事業年度末において、共済金等で、共済契約に基づいて支払義務が発生したもののその他これに準ずるものとして農林水産省令で定めるものがある場合であつて、共済金等の支出として計上していないものがあるときは、農林水産省令で定めるところにより、支払準備金を積み立てなければならない。

第十一条の十五 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、毎事業年度末において、農業協同組合にあつてはその所有する資産で第十一条の十七の規定により共済事業に係るものとして区分された会計に属するもののうちに、農業協同組合連合会にあつてはその所有する資産のうちに、それぞれ価格変動による損失が生じ得るものとして農林水産省令で定める資産（次項において「特定資産」という。）があるときは、農林水産省令で定めるところにより、価格変動準備

第十一条の五 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、農林水産省令の定めるところにより、毎事業年度末において、その事業の種類ごとに、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

金を積み立てなければならない。ただし、その全部又は一部の金額について積立てをしないことについて行政庁の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

前項の価格変動準備金は、特定資産の売買等による損失（売買、評価換え及び外国為替相場の変動による損失並びに償還損をいう。）の額が特定資産の売買等による利益（売買、評価換え及び外国為替相場の変動による利益並びに償還益をいう。）の額を超える場合においてその差額がてん補に充てられる場合を除いては、取り崩してはならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。

第十一条の十六 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、契約者割戻し（共済契約者に対し、共済掛金及び共済掛金として収受する金銭を運用することによつて得られる収益のうち、共済金等の支払、事業費の支出その他の費用に充てられないものの全部又は一部を分配することを共済規程で定めている場合において、その分配をいう。以下同じ。）を行う場合は、公正かつ衡平な分配をするための基準として農林水産省令で定める基準に従い、行わなければならない。

契約者割戻しに充てるための準備金の積立てその他契約者割戻しに関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第十一条の十七 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合は、

第十一条の六 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合は、同

共済事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならぬ。

第十一条の十八 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、農林水産省令で定める共済契約について、当該共済契約に係る責任準備金の金額に対応する財産をその他の財産と区別して経理するための特別の勘定（次項において「特別勘定」という。）を設けなければならない。

前項の組合は、農林水産省令で定める場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特別勘定に属するものとして経理された財産を特別勘定以外の勘定又は他の特別勘定に振り替えること。

二 特別勘定に属するものとして経理された財産以外の財産を特別勘定に振り替えること。

第十一条の十九 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合の財産で第十一条の十七の規定により共済事業に係るものとして区分された会計に属するもの及び同号の事業を行う農業協同組合連合会の財産は、農林水産省令で定める方法によるほか、これを運用してはならない。

第十一条の二十 第十条第一項第十号の事業を行う組合（農林水産省令で定める要件に該当する農業協同組合を除く。）は、理事会（第

号の事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならぬ。

第十一条の七 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合の財産で前条の規定により同号の事業に係るものとして区分された会計に属するもの及び同号の事業を行う農業協同組合連合会の財産は、農林水産省令で定める方法によるほか、これを運用してはならない。

三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会）において共済計理人を選任し、共済掛金の算出方法その他の事項に係る共済の数理に関する事項として農林水産省令で定めるものに関与させなければならない。

共済計理人は、共済の数理に関して必要な知識及び経験を有する者として農林水産省令で定める要件に該当する者でなければならない。

第十一条の二十一 共済計理人は、毎事業年度末において、次に掲げる事項について、農林水産省令で定めるところにより確認し、その結果を記載した意見書を理事会に提出しなければならない。

一 農林水産省令で定める共済契約に係る責任準備金が健全な共済の数理に基づいて積み立てられているかどうか。

二 契約者割戻しが公正かつ衡平に行われているかどうか。

三 その他農林水産省令で定める事項

共済計理人は、前項の意見書を理事会に提出したときは、遅滞なく、その写しを行政庁に提出しなければならない。

行政庁は、共済計理人に対し、前項の意見書の写しについて説明を求め、その他その職務に属する事項について意見を求めることができる。

前三項に定めるもののほか、第一項の意見書に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第十一条の二十二 行政庁は、共済計理人が、この法律又はこの法律に基づく行政庁の処分に関連したときは、当該組合に対し、その解任を命ずることができる。

第十一条の二十三 第十一条の二十六 (略)

第十一条の二十七 第十条第三項の信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託は、信託法第五十六条の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、終了する。

一 三 (略)

四 当該農業協同組合が解散(合併による解散を除く。)をしたとき、又は当該農業協同組合の信託規程に係る第十一条の二十三第一項の承認の取消しがあつたとき。

第十一条の二十八 第十一条の三十 (略)

第十一条の三十一 (略)

・ (略)

前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該農業の経営を行うことについての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該農業の経営を行うことについての同意を当該電磁的方法により得た組合は、当該書面による同意を

第十一条の八 第十一条の十一 (略)

第十一条の十二 第十条第三項の信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託は、信託法第五十六条の規定によるほか、次の各号の一に該当する場合には、終了する。

一 三 (略)

四 当該農業協同組合が解散(合併による解散を除く。)をしたとき、又は当該農業協同組合の信託規程に係る第十一条の八第一項の承認の取消しがあつたとき。

第十一条の十三 第十一条の十五 (略)

第十一条の十五の二 (略)

・ (略)

前項の場合において、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該農業の経営を行うことについての同意を当該電磁的方法により得ること

得たものとみなす。

(略)

第十一条の三十二 (略)

第二節の二 共済契約に係る契約条件の変更

第十一条の三十三 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、その業務又は財産の状況に照らしてその共済事業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、行政庁に対し、当該組合に係る共済契約（変更対象外契約を除く。）について共済金額の削減その他の契約条項の変更（以下この節において「契約条件の変更」という。）を行う旨の申出をすることができる。

前項の組合は、同項の申出をする場合には、契約条件の変更を行わなければ共済事業の継続が困難となる蓋然性があり、共済契約者等の保護のため契約条件の変更がやむを得ない旨及びその理由を、書面をもつて示さなければならない。

行政庁は、第一項の申出に理由があると認めるときは、その申出を承認するものとする。

第一項に規定する「変更対象外契約」とは、契約条件の変更の基準となる日において既に共済事故が発生している共済契約（当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。）

ができる。この場合において、当該組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。

(略)

第十一条の十五の三 (略)

（その他の政令で定める共済契約をいう。

第十一条の三十四 行政庁は、前条第三項の規定による承認をした場合において、共済契約者等の保護のため必要があると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずることができる。

第十一条の三十五 契約条件の変更は、契約条件の変更の基準となる日までに積み立てるべき責任準備金に対応する共済契約に係る権利に影響を及ぼすものであつてはならない。

契約条件の変更によつて変更される共済金等の計算の基礎となる予定利率については、共済契約者等の保護の見地から第十条第一項第十号の事業を行う組合の資産の運用の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を下回つてはならない。

第十一条の三十六 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、契約条件の変更を行おうとするときは、第十一条の三十三第三項の規定による承認を得た後、契約条件の変更につき、総会の議決を経なければならぬ。

前項の議決には、第四十六条の規定を準用する。

第一項の議決を行う場合には、同項の組合は、第四十三条の五第三項の通知において、会議の目的たる事項のほか、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の

業務及び財産の状況の予測、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項その他の農林水産省令で定める事項を示さなければならない。

第一項の議決を行う場合において、契約条件の変更に係る共済契約に関する契約者割戻しその他の金銭の支払に関する方針があるときは、前項の通知において、その内容を示さなければならない。

前項の方針については、その内容を定款に記載しなければならない。
い。

第十一条の三十七 前条第一項の議決又はこれとともに行う第四十六条第一号、第二号若しくは第四号に掲げる事項に係る議決は、同条（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、出席した組合員又は会員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

前項の規定により仮にした議決（以下この条において「仮議決」という。）があつた場合においては、組合員又は会員（第十二条第一項第二号から第四号までの規定による組合員又は同条第二項第二号若しくは第三号の規定による会員を除く。）に対し、当該仮議決の趣旨を通知し、当該仮議決の日から一月以内に再度の総会を招集しなければならない。

前項の総会において第一項に規定する多数をもつて仮議決を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮議決をした事項に係る議決があつたものとみなす。

第十一条の三十八 第十条第一項第十号の事業を行う組合の理事は、
第十一条の三十六第一項の議決を行つべき日の二週間前から第十一
条の四十四第一項の規定による公告の日まで、契約条件の変更がや
むを得ない理由を示す書類、契約条件の変更の内容を示す書類、契
約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測を示す書類、共済契約
者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項を示す書類、
経営責任に関する事項を示す書類その他の農林水産省令で定める書
類並びに第十一条の三十六第四項の方針がある場合にあつてはその
方針の内容を示す書類を各事務所に備えて置かなければならない。
組合員及び会員並びに共済契約者は、いつでも、理事に対し前項
の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては
、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

第十一条の三十九 行政庁は、第十一条の三十三第三項の規定による
承認をした場合において、必要があると認めるときは、共済調査人
を選任し、共済調査人をして、契約条件の変更の内容その他の事項
を調査させることができる。

前項の場合においては、行政庁は、共済調査人が調査すべき事項
及び行政庁に対して調査の結果の報告をすべき期限を定めなければ
ならない。

行政庁は、共済調査人が調査を適切に行つていないと認めるとき
は、共済調査人を解任することができる。

民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第六十条及び第六十一条第一項の規定は、共済調査人について準用する。この場合において、同項中「裁判所」とあるのは、「行政庁」と読み替えるものとする。

前項において準用する民事再生法第六十一条第一項に規定する費用及び報酬は、第十一条の三十三第三項の規定による承認に係る組合（次条第一項及び第九十九条の七において「被調査組合」という。）の負担とする。

第十一条の四十 共済調査人は、被調査組合の役員及び参事その他の使用人並びにこれらの者であつた者に対し、被調査組合の業務及び財産の状況（これらの者であつた者については、その者が当該被調査組合の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。）につき報告を求め、又は被調査組合の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

共済調査人は、その職務を行うため必要があるときは、官庁、公営団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

第十一条の四十一 共済調査人は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。共済調査人がその職を退いた後も、同様とする。

共済調査人が法人であるときは、共済調査人の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしては

ならない。その役員又は職員が共済調査人の職務に従事しなくなつた後においても、同様とする。

第十一条の四十二 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、第十一条の三十六第一項の議決があつた場合（第十一条の三十七第三項の規定により第十一条の三十六第一項の議決があつたものとみなされる場合を含む。）には、遅滞なく、当該議決に係る契約条件の変更について、行政庁の承認を求めなければならない。

行政庁は、当該組合において共済事業の継続のために必要な措置が講じられた場合であつて、かつ、第十一条の三十六第一項の議決に係る契約条件の変更が当該組合の共済事業の継続のために必要なものであり、共済契約者等の保護の見地から適当であると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

第十一条の四十三 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、前条第一項の承認があつた場合には、当該承認があつた日から二週間以内に、第十一条の三十六第一項の議決に係る契約条件の変更の主要な内容を公告するとともに、契約条件の変更に係る共済契約者（以下この条において「変更対象契約者」という。）に対し、同項の議決に係る契約条件の変更の内容を、書面をもつて、通知しなければならない。

前項の場合においては、契約条件の変更がやむを得ない理由を示す書類、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測を示す書類

、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項を示す書類、経営責任に関する事項を示す書類その他の農林水産省令で定める書類並びに第十一条の三十六第四項の方針がある場合にあつてはその方針の内容を示す書類を添付し、変更対象契約者で異議がある者は、一定の期間内に異議を述べるべき旨を、前項の書面に付記しなければならない。

前項の期間は、一月を下つてはならない。

第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数が変更対象契約者の総数の十分の一を超え、かつ、当該異議を述べた変更対象契約者の共済契約に係る債権の額に相当する金額として農林水産省令で定める金額が変更対象契約者の当該金額の総額の十分の一を超えるときは、契約条件の変更をしてはならない。

第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数又はその者の前項の農林水産省令で定める金額が、同項に定める割合を超えないときは、当該変更対象契約者全員が当該契約条件の変更を承認したものとみなす。

第十一条の四十四 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、契約条件の変更後、遅滞なく、契約条件の変更をしたことその他の農林水産省令で定める事項を公告しなければならない。契約条件の変更をしないこととなつたときも、同様とする。

前項の組合は、契約条件の変更後三月以内に、当該契約条件の変更に係る共済契約者に対し、当該契約条件の変更後の共済契約者の

権利及び義務の内容を通知しなければならない。

第二節の三 子会社等

第十一条の四十五 第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合は、次に掲げる業務を専ら営む国内の会社（第一号に掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該農業協同組合の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。）を除き、特定事業に相当する事業を行い、又は特定事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社を子会社としてはならない。

一 農業協同組合の行う特定事業に従属する業務として農林水産省令で定めるもの（第四項及び次条第一項において「従属業務」という。）

二 次項第一号に掲げる農業協同組合にあつては第十条第一項第二号、第三号又は第十号の事業に、次項第二号に掲げる農業協同組合にあつては同条第一項第二号又は第三号の事業に、次項第三号に掲げる農業協同組合にあつては同条第一項第十号の事業に、それぞれ付随し、又は関連する業務として農林水産省令で定めるものの

前項に規定する「特定事業」とは、次の各号に掲げる農業協同組合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業をいう。

一 第十条第一項第三号及び第十号の事業を併せ行つ農業協同組合

第二節の二 子会社等

第十一条の十六 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合は、次に掲げる業務を専ら営む国内の会社（第一号に掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該農業協同組合の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の信用事業に相当する事業を行い、又は信用事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社を子会社としてはならない。

一 農業協同組合の行う信用事業に従属する業務として主務省令で定めるもの（第四項及び次条第一項において「従属業務」という。）

二 第十条第一項第二号又は第三号の事業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

信用事業又は共済事業

二 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合（前号に掲げる農業協同組合を除く。） 信用事業

三 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合（第一号に掲げる農業協同組合を除く。） 共済事業

第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、同項の農業協同組合又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の農林水産省令で定める事由により当該農業協同組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該農業協同組合は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、同項の農業協同組合又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により当該農業協同組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該農業協同組合は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第一項の農業協同組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 子会社対象会社を子会社としようとするとき（第五十条の二第三項又は第六十五条第二項の規定による認可を受けて信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併をしようとする場合を除く。）。

二 子会社対象会社に該当する子会社が子会社でなくなつたとき（第五十条の二第三項の規定による認可を受けて信用事業の全部又は一部の譲渡をした場合を除く。）。

三 子会社対象会社に該当する子会社が子会社対象会社に該当しない子会社となつたとき。

(略)

第十一条の四十六 第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う農業協同組合又はその子会社は、特定事業会社（特定事業（前条第二項に規定する特定事業をいう。以下この項において同じ。）に相当する事業を行い、又は特定事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。）である国内の会社（従属業務又は前条第一項第二号に掲げる業務を専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該特定事業会社である国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

前項の規定は、同項の農業協同組合又はその子会社が、担保権の実行による株式又は持分の取得その他の農林水産省令で定める事由により、特定事業会社である国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該農業協同組合又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、当該農業協同組合があらかじめ行政庁の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

前項ただし書の場合において、行政庁がする同項の承認の対象に

(略)

第十一条の十七 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又はその子会社は、信用事業会社（信用事業に相当する事業を行い、又は信用事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。）である国内の会社（従属業務又は前条第一項第二号に掲げる業務を専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該信用事業会社である国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

前項の規定は、同項の農業協同組合又はその子会社が、担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により、信用事業会社である国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該農業協同組合又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、当該農業協同組合があらかじめ行政庁の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

前項ただし書の場合において、行政庁がする同項の承認の対象に

は、第一項の農業協同組合又はその子会社が特定事業会社である国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、行政庁が当該承認をするときは、当該農業協同組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

第一項の農業協同組合又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に有することとなる特定事業会社である国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、行政庁は、当該農業協同組合又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に特定事業会社である国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

- 一 当該農業協同組合が第五十条の二第三項の認可を受けて信用事業の全部又は一部の譲受けをしたとき（農林水産省令で定める場合に限る。）その信用事業の全部又は一部の譲受けをした日

二・三（略）

行政庁は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に第一項の農業協同組合又はその子会社が合算してその基準

は、第一項の農業協同組合又はその子会社が信用事業会社である国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、行政庁が当該承認をするときは、当該農業協同組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

第一項の農業協同組合又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に有することとなる信用事業会社である国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、行政庁は、当該農業協同組合又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に信用事業会社である国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

- 一 当該農業協同組合が第五十条の二第三項の認可を受けて信用事業の全部又は一部の譲受けをしたとき（主務省令で定める場合に限る。）その信用事業の全部又は一部の譲受けをした日

二・三（略）

行政庁は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に第一項の農業協同組合又はその子会社が合算してその基準

議決権数を超えて有することとなる特定事業会社である国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに当該行政庁が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

第一項の農業協同組合又はその子会社が、特定事業会社である国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなつた場合には、その超える部分の議決権は、当該農業協同組合が取得し、又は保有するものとみなす。

(略)

第十一条の四十七 (略)

(略)

第十一条の四十五第三項の規定は、第一項の農業協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十一条の四十七第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、「農林水産省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

第一項の農業協同組合連合会は、子会社対象会社のうち、同項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる会社（従属業務（第二項第三号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第九項並びに次条第一項において同じ。）又は第十条第一項第二号若しくは第三号の事業に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該農業

議決権数を超えて有することとなる信用事業会社である国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに当該行政庁が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

第一項の農業協同組合又はその子会社が、信用事業会社である国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなつた場合には、その超える部分の議決権は、当該農業協同組合が取得し、又は保有するものとみなす。

(略)

第十一条の十八 (略)

(略)

第十一条の十六第二項の規定は、第一項の農業協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十一条の十八第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と読み替えるものとする。

第一項の農業協同組合連合会は、子会社対象会社のうち、同項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる会社（従属業務（第二項第三号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第十項並びに次条第一項において同じ。）又は第十条第一項第二号若しくは第三号の事業に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該農業

協同組合連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第五十条の二第三項又は第六十五条第二項の規定により信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

）
（略）

（略）

第十一条の四十八（略）

第十一条の四十六第二項から第七項までの規定は、前項の農業協

協同組合連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第五十条の二第三項又は第六十五条第二項の規定により信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

）
（略）

第一項の農業協同組合連合会は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 第一項第三号又は第四号に掲げる会社（認可対象会社を除く。）を子会社としようとするとき（第五十条の二第三項又は第六十五条第二項の規定による認可を受けて信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併をしようとする場合を除く。）。

二 その子会社が子会社でなくなつたとき（第五十条の二第三項の規定による認可を受けて信用事業の全部又は一部の譲渡をした場合を除く。）。

三 認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

（略）

第十一条の十九（略）

第十一条の十七第二項から第七項までの規定は、前項の農業協同

同組合連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十一条の四十八第一項」と、「農林水産省令」とあるのは「主務省令」と、「特定事業会社である国内の会社の議決権をその基準議決権数」とあるのは「国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。以下この条において同じ。）の議決権をその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十一条の四十八第一項」と、「特定事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第十一条の四十八第一項」と、「特定事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、「第五十条の二第三項の認可を受けて信用事業の全部又は一部」とあるのは「次条第四項又は第五十条の二第三項の認可を受けて次条第四項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は信用事業の全部若しくは一部」と、「農林水産省令」とあるのは「主務省令」と、「その信用事業の全部又は一部」とあるのは「その子会社とした日又はその信用事業の全部若しくは一部」と、同条第五項及び第六項中「第一項」とあるのは「第十一条の四十八第一項」と、「特定事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第十一条の四十八第一項及び同条第二項において読み替えて準用する第十一条の四十六第二項から前項まで」と、「第一項」とあるのは「第十一条の四十八第一項」と読み替えるものとする。

第一項の場合及び前項において準用する第十一条の四十六第二項

組合連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十一条の十九第一項」と、「信用事業会社である国内の会社の議決権をその基準議決権数」とあるのは「国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権をその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十一条の十九第一項」と、「信用事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第十一条の十九第一項」と、「信用事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、「第五十条の二第三項の認可を受けて信用事業の全部又は一部」とあるのは「次条第四項又は第五十条の二第三項の認可を受けて次条第四項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は信用事業の全部若しくは一部」と、「その信用事業の全部又は一部」とあるのは「その子会社とした日又はその信用事業の全部若しくは一部」と、同条第五項及び第六項中「第一項」とあるのは「第十一条の十九第一項」と、「信用事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第十一条の十九第一項及び同条第二項において読み替えて準用する第十一条の十七第二項から前項まで」と、「第一項」とあるのは「第十一条の十九第一項」と読み替えるものとする。

第一項の場合及び前項において準用する第十一条の十七第二項が

から第七項までの場合において、新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、第一項の農業協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

第十一条の四十九 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会は、次に掲げる会社（第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 保険会社

二 保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。第十条第二項第三号ニにおいて同じ。）を行う外国の会社

三 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該農業協同組合連合会の行う事業又はその子会社の行う業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）

イ 従属業務

ロ 関連業務

四 新たな事業分野を開拓する会社として農林水産省令で定める会社（当該会社の議決権を、当該農業協同組合連合会の子会社のうち前号に掲げる会社で農林水産省令で定めるもの（次条第三項において「特定子会社」という。）以外の子会社又は当該農業協同組合連合会が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）

五 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社（私的独占禁

ら第七項までの場合において、新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、第一項の農業協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

止法第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。）で農林水産省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の行う事業又は前項第一号若しくは第二号に掲げる会社の行う業務に従属する業務として農林水産省令で定めるもの

二 関連業務 第十条第一項第十号の事業に付随し、又は関連する業務として農林水産省令で定めるもの

第十一条の四十五第三項の規定は、第一項の農業協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十一条の四十九第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と読み替えるものとする。

第一項の農業協同組合連合会は、子会社対象会社のうち、同項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）又は関連業務（第二項第二号に掲げる関連業務をいう。同条第一項において同じ。）のうち農林水産省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該農業協同組合連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条において「認可対象会社」という。）を子会

社としようとするときは、第六十五条第二項の規定により合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

第十一条の四十七第五項から第八項までの規定は、認可対象会社について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第十一条の四十九第四項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、「主務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第六項中「第四項」とあるのは「第十一条の四十九第四項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、同条第七項中「第一項の」とあるのは「第十一条の四十九第一項の」と、「第四項」とあるのは「同条第四項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と、同条第八項中「第一項」とあるのは「第十一条の四十九第一項」と、「主務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとする。

第一項第三号又は第四項の場合において、会社が主として農業協同組合連合会の行う事業若しくはその子会社の行う業務又は農業協同組合連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

第十一条の五十 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号に掲げる会社、従属業務又は関連業務を専ら営む会社及び同項第五号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算

して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

第十一条の四十六第二項から第七項までの規定は、前項の農業協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十一条の五十第一項」と、「特定事業会社である国内の会社の議決権をその基準議決権数」とあるのは「国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。以下この条において同じ。）の議決権をその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十一条の五十第一項」と、「特定事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第十一条の五十第一項」と、「特定事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、「第五十条の二第三項」とあるのは「第十一条の四十九第四項」と、「信用事業の全部又は一部の譲受けをしたとき（農林水産省令で定める場合に限る。）」とあるのは「同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき」と、「その信用事業の全部又は一部の譲受けを」とあるのは「その子会社と」と、同条第五項及び第六項中「第一項」とあるのは「第十一条の五十第一項」と、「特定事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第十一条の五十第一項及び同条第二項において読み替えて準用する第十一条の四十六第二項から前項まで」と、「第一項」とあるのは「

第十一条の五十第一項」と読み替えるものとする。

第一項の場合及び前項において準用する第十一条の四十六第二項から第七項までの場合において、新たな事業分野を開拓する会社として農林水産省令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、第一項の農業協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

第三節 組合員及び会員

第十二条 (略)

農業協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。

一・二 (略)

三 組合が主たる構成員又は出資者となつて法人(次に掲げる者を除く。)

イ 前二号に掲げる者

ロ 農業協同組合中央会

ハ 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会の子会社である第十一条の四十七第一項第一号に掲げる銀行、証券専門会社及び証券仲介専門会社

ニ 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会の子会社である保険会社及び保

第三節 組合員及び会員

第十二条 (略)

農業協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。

一・二 (略)

三 組合が主たる構成員又は出資者となつて法人(前二号に掲げる者、農業協同組合中央会並びに第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会にあつては当該農業協同組合連合会の子会社である第十一条の十八第一項第一号に掲げる銀行、証券専門会社及び証券仲介専門会社を除く。)

險業を行う外国の会社

第二十一条 出資組合の組合員は、いつでも、その持分の全部の譲渡によつて脱退することができる。この場合において、その譲渡を受ける者がいないときは、組合員は、出資組合に対し、定款の定めるところによりその持分を譲り受けるべきことを、請求することができる。

非出資組合の組合員は、六十日前までに予告し、事業年度末において脱退することができる。

(略)

第一項の規定により出資組合が組合員の持分を譲り受ける場合には、第十四条第一項及び第二項の規定は適用しない。

第二十三条 出資組合の組合員は、前条第一項の規定により脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

前項の持分は、脱退した事業年度末における当該出資組合の財産によつてこれを定める。

第二十四条 持分を計算するに当たり、出資組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、当該出資組合は、定款の定めるところにより、第二十二条第一項の規定により脱退した組合員に対して、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる

第二十一条 組合員は、六十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

(略)

第二十三条 出資組合の組合員は、脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

前項の持分は、脱退した事業年度の終における当該出資組合の財産によつてこれを定める。

第二十四条 持分を計算するにあたり、出資組合の財産を以てその債務を完済するに足りないときは、当該出資組合は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に対して、その負担に帰すべき損失額の払込を請求することができる。

第二十六条 第二十二条第一項の規定により脱退した組合員が出資組合に対する債務を完済するまでは、出資組合は、その持分の払戻しを停止することができる。

第二十七条 出資組合の組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない事由があると認められるときは、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

(略)

第二十八条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、非出資組合の定款には、第六号、第八号及び第九号の事項を記載しなくてもよい。

一 八 (略)

九 利益準備金の額及びその積立ての方法

十 十二 (略)

・ (略)

第三十条 (略)

・ (略)

第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合で次の各号に掲

第二十六条 脱退した組合員が出資組合に対する債務を完済するまでは、出資組合は、その持分の払戻しを停止することができる。

第二十七条 出資組合の組合員は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

(略)

第二十八条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、非出資組合の定款には、第六号、第八号及び第九号の事項を記載しなくてもよい。

一 八 (略)

九 準備金の額及びその積立ての方法

十 十二 (略)

・ (略)

第三十条 (略)

・ (略)

第十条第一項第三号の事業を行う組合で次の各号に掲げるものに

げるものにあつては、監事のうち一人以上は、当該各号に定める者以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならぬ。

一 農業協同組合（その行う信用事業又は共済事業の規模が農林水産省令で定める基準に達しない農業協同組合を除く。） 当該農業協同組合の組合員又は当該農業協同組合の組合員たる法人若しくは団体の役員若しくは使用人

二（略）

第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合（その行う信用事業又は共済事業の規模が農林水産省令で定める基準に達しない農業協同組合を除く。）は、監事の互選をもつて常勤の監事を定めなければならない。

第三十四条 理事は、理事会（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会）の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合には、民法第百八条の規定を適用しない。

第三十六条（略）

（略）

前項の監査報告書については、商法第二百八十一条ノ三第二項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「記載若八記録

あつては、監事のうち一人以上は、当該各号に定める者以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならぬ。

一 農業協同組合（政令で定める規模に達しない農業協同組合を除く。） 当該農業協同組合の組合員又は当該農業協同組合の組合員たる法人若しくは団体の役員若しくは使用人

二（略）

第十条第一項第三号の事業を行う組合（政令で定める規模に達しない農業協同組合を除く。）は、監事の互選をもつて常勤の監事を定めなければならない。

第三十四条 理事は、理事会（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会）の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定を適用しない。

第三十六条（略）

（略）

前項の監査報告書については、商法第二百八十一条ノ三第二項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「記載若八記録

スベキ」とあるのは「記載スベキ」と、「ノ記載若ハ記録」とあるのは「ノ記載」と、同項第九号中「第二百八十一条第一項」とあるのは「農業協同組合法第三十六条第一項」と、「記載若ハ記録」とあるのは「記載」と、同項第十号中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同項第十一号中「子会社」とあるのは「子会社等（農業協同組合法第九十三条第二項ニ規定スル子会社等ヲ謂フ）」と読み替えるものとする。

）（略）

第三十七条 組合（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合連合会その他の農林水産省令で定める組合を除く。）の理事は、事業年度ごとに、前条第一項の書類のほか、農林水産省令で定める事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした書類を作成し、これを通常総会に提出しなければならない。

（略）

第三十七条の二 次に掲げる組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。以下この条において「特定組合」という。）は、第三十六条第一項の書類について、監事の監査のほか、全国農業協同組合中央会（以下この条において「全国中央会」という。）の監査を受けなければならない。

一・二（略）

特定組合の理事は、通常総会の日の八週間前までに、第三十六条

スベキ」とあるのは「記載スベキ」と、「ノ記載若ハ記録」とあるのは「ノ記載」と、同項第九号中「第二百八十一条第一項」とあるのは「農業協同組合法第三十六条第一項」と、「記載若ハ記録」とあるのは「記載」と、同項第十号中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同項第十一号中「子会社」とあるのは「子会社等（農業協同組合法第九十三条第三項ニ規定スル子会社等ヲ謂フ）」と読み替えるものとする。

）（略）

第三十七条 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合の理事は、事業年度ごとに、前条第一項の書類のほか、主務省令で定める事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした書類を作成し、これを通常総会に提出しなければならない。

（略）

第三十七条の二 次に掲げる組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。以下この条において「特定組合」という。）は、第三十六条第一項の書類について、監事の監査のほか、農業協同組合中央会（以下この条において「中央会」という。）の監査を受けなければならない。

一・二（略）

特定組合の理事は、通常総会の日の八週間前までに、第三十六条

第一項の書類（附属明細書を除く。）を監事及び全国中央会に提出しなければならない。

特定組合の理事は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、第三十六条第一項の附属明細書を監事及び全国中央会に提出しなければならない。

全国中央会は、第二項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を特定組合の監事及び理事に提出しなければならない。

（略）

特定組合の監事は、全国中央会に対して、第四項の監査報告書につき説明を求めることができる。

特定組合の監事は、第四項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を理事に提出し、かつ、その謄本を全国中央会に送付しなければならない。

前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 全国中央会の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及び理由並びに自己の監査の方法の概要又は結果

二・三 （略）

（略）

第一項の監査を行う全国中央会については、商法第二百七十四条第二項及び第二百七十四条ノ三並びに株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第八条から第十一条まで及び第十七条の規定を

第一項の書類（附属明細書を除く。）を監事及び中央会に提出しなければならない。

特定組合の理事は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、第三十六条第一項の附属明細書を監事及び中央会に提出しなければならない。

中央会は、第二項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を特定組合の監事及び理事に提出しなければならない。

（略）

特定組合の監事は、中央会に対して、第四項の監査報告書につき説明を求めることができる。

特定組合の監事は、第四項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を理事に提出し、かつ、その謄本を中央会に送付しなければならない。

前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 中央会の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及び理由並びに自己の監査の方法の概要又は結果

二・三 （略）

（略）

第一項の中央会については、商法第二百七十四条第二項及び第二百七十四条ノ三並びに株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第八条から第十一条まで及び第十七条の規定を、特定組合の理

、特定組合の理事については、商法特例法第十六条第一項の規定を準用する。この場合において、商法第二百七十四条第二項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社等（農業協同組合法第九十三条第二項ニ規定スル子会社ヲ謂フ）」と、商法特例法第八条第一項中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、「監査役会」とあるのは「監事」と、商法特例法第十条中「第十三条第一項」とあるのは「農業協同組合法第三十七条の二第四項」と、商法特例法第十一条中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、商法特例法第十六条第一項中「第十三条第二項の規定による」とあるのは「農業協同組合法第三十七条の二第五項において準用する」と、「監査役会」とあるのは「各監事」と、「記載（各監査役の意見の付記を含む。）」とあるのは「記載」と、「同法第二百八十三条第一項」とあるのは「農業協同組合法第四十四条第一項」と、「同法第二百八十一条第一項第一号及び第二号に掲げるもの」とあるのは「貸借対照表及び損益計算書」と、商法特例法第十七条第一項中「第二条第一項に掲げるもの」とあるのは「農業協同組合法第三十六条第一項の書類」と、「監査役会又は監査役」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

（略）

特定組合に対する第三十六条第七項から第九項までの規定の適用については、同条第七項中「監査報告書」とあるのは「監事の監査報告書及び全国中央会の監査報告書」と、同条第八項中「及び監査

事については、商法特例法第十六条第一項の規定を準用する。この場合において、商法第二百七十四条第二項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社（農業協同組合法第九十三条第三項ニ規定スル子会社ヲ謂フ）」と、商法特例法第八条第一項中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、「監査役会」とあるのは「監事」と、商法特例法第十条中「第十三条第一項」とあるのは「農業協同組合法第三十七条の二第四項」と、商法特例法第十一条中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、商法特例法第十六条第一項中「第十三条第二項の規定による」とあるのは「農業協同組合法第三十七条の二第五項において準用する」と、「監査役会」とあるのは「各監事」と、「記載（各監査役の意見の付記を含む。）」とあるのは「記載」と、「同法第二百八十三条第一項」とあるのは「農業協同組合法第四十四条第一項」と、「同法第二百八十一条第一項第一号及び第二号に掲げるもの」とあるのは「貸借対照表及び損益計算書」と、商法特例法第十七条第一項中「第二条第一項に掲げるもの」とあるのは「農業協同組合法第三十六条第一項の書類」と、「監査役会又は監査役」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

（略）

特定組合に対する第三十六条第七項から第九項までの規定の適用については、同条第七項中「監査報告書」とあるのは「監事の監査報告書及び中央会の監査報告書」と、同条第八項中「及び監査報告

報告書」とあるのは、「監事の監査報告書及び全国中央会の監査報告書」と、同条第九項中「前項」とあるのは、「第三十七条の第二十二項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

第三十九条（略）

理事については、民法第五十五条並びに商法第二百六十一条、第二百六十二条及び第二百七十二條の規定を、経営管理委員については、第三十三條第一項から第三項まで及び第五項並びに第三十四條の規定を、監事については、第三十三條並びに同法第二百七十四條から第二百七十五條ノ四まで及び第二百七十八條から第二百七十九條ノ二までの規定を準用する。この場合において、第三十三條第四項中「第三十六條第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは「記載」と、同条第五項中「商法第二百六十六條第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは、経営管理委員について準用する場合には「商法第二百六十六條第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで及び第十項前段」、監事について準用する場合には「商法第二百六十六條第五項、同条第十八項の規定により読み替えて適用する同条第七項（第三号を除く。）」、同条第八項及び第十項前段」と、民法第五十五条中「總會」とあるのは「總會若クハ経営管理委員會」と、商法第二百六十一条

書」とあるのは、「監事の監査報告書及び中央会の監査報告書」と、同条第九項中「前項」とあるのは、「第三十七条の第十二項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

第三十九条（略）

理事については、民法第五十五条並びに商法第二百六十一条、第二百六十二条及び第二百七十二條の規定を、経営管理委員については、第三十三條第一項から第三項まで及び第五項並びに第三十四條の規定を、監事については、第三十三條並びに同法第二百七十四條から第二百七十五條ノ四まで及び第二百七十八條から第二百七十九條ノ二までの規定を準用する。この場合において、第三十三條第四項中「第三十六條第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは「記載」と、同条第五項中「商法第二百六十六條第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは、経営管理委員について準用する場合には「商法第二百六十六條第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで及び第十項前段」、監事について準用する場合には「商法第二百六十六條第五項、同条第十八項の規定により読み替えて適用する同条第七項（第三号を除く。）」、同条第八項及び第十項前段」と、民法第五十五条中「總會」とあるのは「總會若クハ経営管理委員會」と、商法第二百六十一条

第一項中「取締役会」とあるのは「理事会（農業協同組合法第三十条の二第四項ノ組合ニ在リテ八経営管理委員会）」と、同条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項並ニ農業協同組合法第四十条第一項」と、同法第二百七十四条第一項中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法第二百七十四条ノ二中「取締役」とあるのは「理事又八経営管理委員」と、同法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社等（農業協同組合法第九十三条第二項ニ規定スル子会社等ヲ謂フ）」と、同法第二百七十五条中「取締役」とあるのは「理事又八経営管理委員」と、同法第二百七十五条ノ二中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百七十五条ノ四中「取締役」とあるのは「理事若八経営管理委員」と、「第二百六十七条第一項」とあるのは「農業協同組合法第三十九条第一項ニ於テ理事又八経営管理委員ニ付テ準用スル第二百六十七条第一項」と、「受ケ同条第二項ニ於テ準用スル第二百六十八条第二項ノ承諾ヲ為シ」とあるのは「受ケ」と、「第二百六十八条第六項」とあるのは「同法第三十九条第一項ニ於テ理事又八経営管理委員ニ付テ準用スル第二百六十八条第六項」と、同法第二百七十八条中「取締役」とあるのは「理事又八経営管理委員」と読み替えるものとする。

（略）

第四十条 役員の職務を行つ者がないため遅滞により損害を生ずるお

第一項中「取締役会」とあるのは「理事会（農業協同組合法第三十条の二第四項ノ組合ニ在リテ八経営管理委員会）」と、同条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第二百七十四条第一項中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法第二百七十四条ノ二中「取締役」とあるのは「理事又八経営管理委員」と、同法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社（農業協同組合法第九十三条第三項ニ規定スル子会社ヲ謂フ）」と、同法第二百七十五条中「取締役」とあるのは「理事又八経営管理委員」と、同法第二百七十五条ノ二中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百七十五条ノ四中「取締役」とあるのは「理事若八経営管理委員」と、「第二百六十七条第一項」とあるのは「農業協同組合法第三十九条第一項ニ於テ理事又八経営管理委員ニ付テ準用スル第二百六十七条第一項」と、「受ケ同条第二項ニ於テ準用スル第二百六十八条第二項ノ承諾ヲ為シ」とあるのは「受ケ」と、「第二百六十八条第六項」とあるのは「同法第三十九条第一項ニ於テ理事又八経営管理委員ニ付テ準用スル第二百六十八条第六項」と、同法第二百七十八条中「取締役」とあるのは「理事又八経営管理委員」と読み替えるものとする。

（略）

第四十条 役員の職務を行つ者がないため遅滞により損害を生ずるお

それがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、仮理事若しくは仮監事を選任し、又は役員（第三十条の二第四項の組合にあつては、理事を除く。以下この項において同じ。）を選挙し、若しくは選任するための総会を招集して役員を選挙し、若しくは選任させることができる。

（略）

第四十二条 組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業（当該組合の組合員の営み、又は従事する農業を除く。）を営み、又はこれに従事する者は、当該組合の理事、経営管理委員、監事、参事、会計主任又は共済計理人になつてはならない。

第四十三条の三 （略）

（略）

前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供した組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

（略）

第四十四条 （略）

それがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、仮理事を選任し、又は役員（第三十条の二第四項の組合にあつては、理事を除く。以下この項において同じ。）を選挙し、若しくは選任するための総会を招集して役員を選挙し、若しくは選任させることができる。

（略）

第四十二条 組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業（当該組合の組合員の営み、又は従事する農業を除く。）を営み、又はこれに従事する者は、当該組合の理事、経営管理委員、監事、参事又は会計主任になつてはならない。

第四十三条の三 （略）

（略）

前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

（略）

第四十四条 （略）

（略）

共済規程の変更のうち、軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、定款で、総会の決議を経ることを要しないものとすることができる。

第四十六条 次の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一（三）（略）

四 事業の全部の譲渡、第五十条の二第一項の規定による信用事業の全部の譲渡並びに第五十条の四第一項の規定による共済事業の全部の譲渡及び同条第二項の規定による共済契約の移転であつて全部を移転するもの

第五十条の二（略）

・（略）

第一項及び第二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、前二条の規定を準用する。

第一項及び第二項に規定する信用事業の全部の譲渡又は譲受けを行う組合が、前項において準用する第四十九条第二項の規定による

（略）

共済規程の変更で当該共済規程の変更に係る第十条第一項第十号の事業が、その変更の前後を通じ、当該事業の実施により組合が負う共済責任の全部を他の組合の共済に付することを条件として実施されるものであるものについては、第一項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、定款で、総会の決議を経ることを要しないものとすることができる。

第四十六条 次の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一（三）（略）

四 事業の全部の譲渡、第五十条の二第一項の規定による信用事業の全部の譲渡並びに第五十条の三第一項の規定による共済事業の全部の譲渡及び同条第二項の規定による共済契約の移転であつて全部を移転するもの

第五十条の二（略）

・（略）

公告を、官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、当該組合による各別の催告は、することを要しない。

・ (略)

(略)

第五十条の三 第十条第一項第三号の事業を行う組合が同号の事業を行う他の組合の信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合において、その対価が最終の貸借対照表により当該組合に現存する純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。第五十二条第一項において同じ。）の二十分の一を超えないときは、前条第二項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。

前項に規定する組合が同項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合における前条第四項において準用する第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「議決の日」とあるのは、「理事会（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会）の議決の日」とする。

第一項に規定する組合が同項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合については、商法第二

・ (略)

第一項及び第二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、前二条の規定を準用する。

(略)

百四十五条ノ五第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「第二百四十五条第一項」とあるのは、「農業協同組合法第五十条の二第二項」と読み替えるものとする。

第一項に規定する組合の総組合員（准組合員を除く。）の六分の一以上の組合員（准組合員を除く。）が前項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該組合に対し書面をもつて信用事業の全部又は一部の譲受けに反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による信用事業の全部又は一部の譲受けを行うことはできない。

第五十条の四 第十条第一項第十号の事業を行う組合が共済事業の全部又は一部を譲渡するには、総会の議決によらなければならない。

・（略）

第一項に規定する共済事業の全部の譲渡及び前項に規定する共済事業に係る財産の移転については第四十九条、第五十条及び第五十条の二第五項の規定を、第一項に規定する共済事業の一部の譲渡については第四十九条及び第五十条の規定を準用する。

第一項の規定によりその共済事業の全部を譲渡した組合及び共済契約の全部を移転した組合については、第五十条の二第八項の規定を準用する。

第五十条の三 第十条第一項第十号の事業を行う組合が共済事業（同号の事業（この事業に附帯する事業を含む。）をいう。以下同じ。）の全部又は一部を譲渡するには、総会の議決によらなければならない。

・（略）

第一項に規定する共済事業の全部又は一部の譲渡及び前項に規定する共済事業に係る財産の移転については、第四十九条及び第五十条の規定を準用する。

第一項の規定によりその共済事業の全部を譲渡した組合及び共済契約の全部を移転した組合については、前条第七項の規定を準用する。

第五十条の五 (略)

第五十一条 出資組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、五分の一）以上を利益準備金として積み立てなければならぬ。

前項の定款で定める利益準備金の額は、出資総額の二分の一（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、出資総額）を下つてはならない。

（略）

第五十二条 出資組合の剰余金の配当は、事業年度終了の日における純資産の額から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

一五 (略)

(略)

第五十二条の三 第十一条の四、第十一条の六、第十一条の十三から第十一条の十九まで及び第五十条の五から前条までに定めるもののほか、組合が、当該組合とその組合員との間の財務関係を明らかにし、その他組合員の利益を保全するためにその財務を適正に処理するための基準として従わなければならない事項は、政令でこれを定

第五十条の四 (略)

第五十一条 出資組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一（第十条第一項第三号の事業を行う組合にあつては、五分の一）以上を利益準備金として積み立てなければならぬ。

前項の定款で定める利益準備金の額は、出資総額の二分の一（第十条第一項第三号の事業を行う組合にあつては、出資総額）を下つてはならない。

（略）

第五十二条 出資組合の剰余金の配当は、事業年度終了の日における純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

一五 (略)

(略)

第五十二条の三 第十一条の三、第十一条の三の三、第十一条の五から第十一条の七まで及び第五十条の四から前条までに定めるもののほか、組合が、当該組合とその組合員との間の財務関係を明らかにし、その他組合員の利益を保全するためにその財務を適正に処理するための基準として従わなければならない事項は、政令でこれを定

める。

第五十四条（略）

出資組合は、次に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、当該組合員の持分を取得することができる。

一 第二十一条第一項の規定により組合員の持分を譲り受けたとき。

二 全国の区域を地区とする農業協同組合連合会がその会員たる農業協同組合連合会と合併したとき。

出資組合が前項の規定により組合員の持分を取得したときは、速やかに、これを処分しなければならない。

第五十四条の二 組合は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない。

組合が子会社その他の当該組合と農林水産省令で定める特殊の関係のある会社（以下この項、次条、第九十四条の二及び第九十八条第六項において「子会社等」という。）を有する場合には、当該組合は、事業年度ごとに、前項の業務報告書のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない。

前二項の業務報告書の記載事項、提出期日その他業務報告書に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

める。

第五十四条（略）

全国の区域を地区とする農業協同組合連合会（次項において「全国連合会」という。）は、その会員たる農業協同組合連合会と合併したときは、前項の規定にかかわらず、当該会員の持分を取得することができる。

全国連合会が前項の規定によりその会員の持分を取得したときは、速やかに、これを処分しなければならない。

第五十四条の二 第十条第一項第三号の事業を行う組合は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない。

前項の組合が子会社その他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある会社（以下「子会社等」という。）を有する場合には、当該組合は、事業年度ごとに、同項の業務報告書のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない。

前二項の業務報告書の記載事項、提出期日その他業務報告書に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第五十四条の三 第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として農林水産省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所（主として信用事業又は共済事業以外の事業の用に供される事務所その他の農林水産省令で定める事務所を除く。以下この条において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

前項の組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、事業年度ごとに、同項の説明書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として農林水産省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

前二項に定めるもののほか、前二項の説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第一項の組合は、同項又は第二項に規定する事項のほか、信用事業又は共済事業の利用者が当該組合及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

第六十五条の二 合併によつて消滅する出資組合の総組合員（准組合員を除く。以下この項及び第五項において同じ。）の数が合併後存

第五十四条の三 第十条第一項第三号の事業を行う組合は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所（主として信用事業以外の事業の用に供される事務所その他の主務省令で定める事務所を除く。以下この条において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

前項の組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、事業年度ごとに、同項の説明書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

前二項に定めるもののほか、前二項の説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第一項の組合は、同項又は第二項に規定する事項のほか、貯金者その他の信用事業の利用者が当該組合及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

続する出資組合の総組合員の数の二十分の一を超えない場合であつて、かつ、合併によつて消滅する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の二十分の一を超えない場合における合併後存続する出資組合の合併については、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による総会の議決を要しない。

前項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う合併後存続する出資組合は、その旨及び政令で定める事項を記載した合併契約書を作成しなければならない。

合併後存続する出資組合が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合については、商法第四百十三条ノ三第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「第四百八条第一項ノ承認」とあるのは、「農業協同組合法第六十五条第一項ノ議決」と読み替えるものとする。

合併後存続する出資組合が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合における前条第四項において準用する第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日」とあるのは、「合併契約書を作成した日」とする。

合併後存続する出資組合の総組合員の六分の一以上の組合員（准組合員を除く。）が第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該組合に対し書面をもつて合併に反対の意思の通知を行つたときは、第一項

に定める手続による合併を行うことはできない。

第七十二条の二の二 組合の解散及び清算については、商法第一百六十六条、第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十九条第二項及び第三項、第三百十一条、第四百七十七条第二項、第四百十八条、第四百二十一条から第四百二十四条まで、第四百二十六条並びに第四百二十九条並びに非訟事件手続法第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六条、第三百三十七条、第三百三十八条並びに第三百三十八条ノ三の規定を、組合の清算人については、第三十一条の二第二項及び第三項、第三十二条、第三十二条の二第三項及び第四項、第三十三条から第三十六条まで、第四十二条、第四十三条の三第二項から第四項まで並びに第四十三条の四並びに商法第二百五十四条第三項、第二百五十四条ノ二、第二百五十八条第一項、第二百五十九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十九条ノ二、第二百五十九条ノ三、第二百六十条ノ二、第二百六十条ノ三、第二百六十条ノ四第一項から第三項まで、第二百六十一条、第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八条から第二百六十九条まで並びに第二百七十二条の規定を準用する。この場合において、第三十三条第五項中「商法第二百六十六条第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは、「商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項」と、第三十六条第一項中「事業報告書及び」とあるのは、「事務報告書及び」と、「事業報告書、貸借対照表、損

第七十二条の二の二 組合の解散及び清算については、商法第一百六十六条、第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十九条第二項及び第三項、第三百十一条、第四百七十七条第二項、第四百十八条、第四百二十一条から第四百二十四条まで並びに第四百二十六条並びに非訟事件手続法第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六条、第三百三十七条、第三百三十八条並びに第三百三十八条ノ三の規定を、組合の清算人については、第三十一条の二第二項及び第三項、第三十二条、第三十二条の二第三項及び第四項、第三十三条から第三十六条まで、第四十二条、第四十三条の三第二項から第四項まで並びに第四十三条の四並びに商法第二百五十四条第三項、第二百五十四条ノ二、第二百五十八条第一項、第二百五十九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十九条ノ二、第二百五十九条ノ三、第二百六十条ノ二、第二百六十条ノ三、第二百六十条ノ四第一項から第三項まで、第二百六十一条、第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八条から第二百六十九条まで並びに第二百七十二条の規定を準用する。この場合において、第三十三条第五項中「商法第二百六十六条第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは、「商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項」と、第三十六条第一項中「事業報告書及び」とあるのは、「事務報告書及び」と、「事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金

益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、貸借対照表」と、同条第三項中「七週間」とあるのは「五週間」と、同条第四項中「前項の書類を提出した日から三週間以内」とあるのは「通常総会の日の三週間前まで」と、同条第八項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間主たる事務所に、その謄本を三年間従たる事務所に」とあるのは「主たる事務所に」と、同条第十項中「事業報告書、貸借対照表、損益計算書」とあるのは「事務報告書、貸借対照表」と、商法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは「農業協同組合法、本法」と、同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又八記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、同法第二百六十九条第二項中「取締役」とあるのは「清算人（農業協同組合法第三十条の二第四項ノ組合ニ在リテ八経営管理委員）」と、同法第四百十七條第二項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第七十一条」と、同法第四百二十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員（准組合員ヲ除ク）ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員（准組合員ヲ除ク）」と読み替えるものとする。

第七十三条 農事組合法人の組合員については、第十三条、第十四条

処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、貸借対照表」と、同条第三項中「七週間」とあるのは「五週間」と、同条第四項中「前項の書類を提出した日から三週間以内」とあるのは「通常総会の日の三週間前まで」と、同条第八項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間主たる事務所に、その謄本を三年間従たる事務所に」とあるのは「主たる事務所に」と、同条第十項中「事業報告書、貸借対照表、損益計算書」とあるのは「事務報告書、貸借対照表」と、商法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは「農業協同組合法、本法」と、同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又八記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、同法第二百六十九条第二項中「取締役」とあるのは「清算人（農業協同組合法第三十条の二第四項ノ組合ニ在リテ八経営管理委員）」と、同法第四百十七條第二項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第七十一条」と、同法第四百二十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員（准組合員ヲ除ク）ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員（准組合員ヲ除ク）」と読み替えるものとする。

第七十三条 農事組合法人の組合員については、第十三条、第十四条

、第十八条、第二十一条第二項及び第三項並びに第二十二條から第二十七條まで、民法第六十五條第一項及び第二項並びに有限会社法第十四條第一項、第十六條並びに第五十四條第一項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第十三條第四項中「第十七條の規定による経費の負担のほか」とあるのは「本法に別段の定めがある場合のほか」と、第二十一条第二項中「非出資組合」とあるのは「農事組合法人」と、第二十三條第一項中「前條第一項の規定により脱退した」とあり、並びに第二十四條及び第二十六條中「第二十二條第一項の規定により脱退した」とあるのは「脱退した」と、有限会社法第十四條第一項中「第七條第二号又八第三号ノ財産」とあるのは「現物出資ヲ為ス者ノ出資ノ目的タル財産」と、同法第十六條中「第十四條（前條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及第十五條」とあるのは「農業協同組合法第七十三條第一項ニ於テ準用スル有限会社法第十四條第一項」と、同法第五十四條第一項中「第四十九條第一号又八第二号ノ財産ノ資本増加當時」とあるのは「出資農事組合法人ノ成立後現物出資ヲ為ス者ノ出資ノ目的タル財産ノ出資當時」と、「資本増加ノ決議ニ依リ」とあるのは「当該財産ノ出資ニ付為サレタル定款ノ変更ノ決議ニ依リ変更セラレタル定款二」と読み替えるものとする。

農事組合法人の管理については、第三十一条第一項、第三十三條第一項から第四項まで、第三十五條、第四十九條、第五十條第一項及び第二項、第五十一条第一項から第六項まで、第五十三條並びに第五十四條第一項、民法第四十四條第一項、第五十二條第二項、第

、第十八條及び第二十一条から第二十七條まで、民法第六十五條第一項及び第二項並びに有限会社法第十四條第一項、第十六條並びに第五十四條第一項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第十三條第四項中「第十七條の規定による経費の負担のほか」とあるのは「本法に別段の定めがある場合のほか」と、有限会社法第十四條第一項中「第七條第二号又八第三号ノ財産」とあるのは「現物出資ヲ為ス者ノ出資ノ目的タル財産」と、同法第十六條中「第十四條（前條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及第十五條」とあるのは「農業協同組合法第七十三條第一項ニ於テ準用スル有限会社法第十四條第一項」と、同法第五十四條第一項中「第四十九條第一号又八第二号ノ財産ノ資本増加當時」とあるのは「出資農事組合法人ノ成立後現物出資ヲ為ス者ノ出資ノ目的タル財産ノ出資當時」と、「資本増加ノ決議ニ依リ」とあるのは「当該財産ノ出資ニ付為サレタル定款ノ変更ノ決議ニ依リ変更セラレタル定款二」と読み替えるものとする。

農事組合法人の管理については、第三十一条第一項、第三十三條第一項から第四項まで、第三十五條、第四十九條、第五十條第一項及び第二項、第五十一条第一項から第六項まで、第五十三條並びに第五十四條第一項、民法第四十四條第一項、第五十二條第二項、第

五十三条から第五十七条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十四条及び第六十六条並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項から第三項まで、第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定を準用する。この場合において、第三十三条中「理事」とあるのは「役員」と、同条第四項中「第三十六条第一項」とあるのは「第七十二条の十二の二第一項」と、第三十五条第二項中「総会、理事会及び経営管理委員会」とあるのは「総会」と、第五十一条第一項中「十分の一（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、五分の一）」とあるのは「十分の一」と、同条第二項中「二分の一（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、出資総額）」とあるのは「二分の一」と、民法第五十六条中「裁判所八利害関係人又八検察官」とあるのは「行政庁八農事組合法人ノ組合員其ノ他利害関係人」と、同法第五十七条中「前条ノ規定」とあるのは「総会ノ決議」と、同法第六十四条中「第六十二条」とあり、及び商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「農業協同組合法第七十三条第二項ニ於テ準用スル民法第六十二条」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又八記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百五十四条第三項及び第二百五十八条第一項中「取締役」とあるのは「役員」と、同法第二百五十六条第三項中「前二項」とあるのは「農業協同組合法第七十三条第二項ニ於テ準用スル同法第三十一条第一項」と読み替えるものとする。

・ (略)

五十三条から第五十七条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十四条及び第六十六条並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項から第三項まで、第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定を準用する。この場合において、第三十三条中「理事」とあるのは「役員」と、同条第四項中「第三十六条第一項」とあるのは「第七十二条の十二の二第一項」と、第三十五条第二項中「総会、理事会及び経営管理委員会」とあるのは「総会」と、第五十一条第一項中「十分の一（第十条第一項第三号の事業を行う組合にあつては、五分の一）」とあるのは「十分の一」と、同条第二項中「二分の一（第十条第一項第三号の事業を行う組合にあつては、出資総額）」とあるのは「二分の一」と、民法第五十六条中「裁判所八利害関係人又八検察官」とあるのは「行政庁八農事組合法人ノ組合員其ノ他利害関係人」と、同法第五十七条中「前条ノ規定」とあるのは「総会ノ決議」と、同法第六十四条中「第六十二条」とあり、及び商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「農業協同組合法第七十三条第二項ニ於テ準用スル民法第六十二条」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又八記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百五十四条第三項及び第二百五十八条第一項中「取締役」とあるのは「役員」と、同法第二百五十六条第三項中「前二項」とあるのは「農業協同組合法第七十三条第二項ニ於テ準用スル同法第三十一条第一項」と読み替えるものとする。

・ (略)

第七十三条の二十三 全国中央会は、前条第一項各号の事業のほか、その事業の浸透徹底を図り、又は都道府県中央会の事業の総合調整を行うため、都道府県中央会の指導及び連絡に関する事業を行う。

(略)

第七十三条の二十三の二 全国中央会は、第七十三条の二十二第一項第一号の事業に関する中央会相互間の連携の推進に資するため、当該事業に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 中央会が行う組合の組織、事業及び経営の指導に関する基本的方向

二 中央会が行う組合の組織、事業及び経営の指導の実施方法

三 その他中央会が組合の組織、事業及び経営の指導を行うために必要な事項

全国中央会は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

都道府県中央会は、基本方針に即して、第七十三条の二十二第一項第一号の事業を行うものとする。

第七十三条の二十四 私的独占禁止法第八条第一項一号及び第四号の規定は、中央会が行う第七十三条の二十二第一項各号及び第七十

第七十三条の二十三 全国中央会は、その事業の浸透徹底を図り、又は都道府県中央会の事業の総合調整を行うため、都道府県中央会の指導及び連絡に関する事業を行うことができる。

(略)

第七十三条の二十四 私的独占禁止法第八条第一項一号及び第四号の規定は、中央会が行う第七十三条の二十二第一項各号及び前条第

三条の二十三第一項の事業については、適用しない。この場合には、第七十二条の八の二ただし書の規定を準用する。

第七十三条の二十七 全国中央会は、第三十七条の二第一項の監査以外の監査について、毎事業年度、監査の対象としようとする組合、当該組合（都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会を除く。）の地区を管轄する都道府県知事及び主務大臣の意見を聴いて、監査実施計画を定めなければならない。

（略）

全国中央会は、第一項の監査実施計画に重要な変更を行うには、同項の規定の例によらなければならない。

全国中央会は、第一項の監査実施計画を定めたときは、速やかに、これを、当該監査実施計画において監査の対象となる組合として定められた組合に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

前項の規定による通知を受けた組合は、当該監査実施計画に基づく全国中央会の監査を受けるように努めるとともに、その実施に当たっては、これに協力しなければならない。

全国中央会は、組合から監査を受けたい旨の申出があつたときは、前各項の規定にかかわらず、全国中央会の定めるところにより、当該申出に係る組合の監査を行うことができる。

一項の事業については、適用しない。この場合には、第七十二条の八の二ただし書の規定を準用する。

第七十三条の二十七 前条第一項の承認を受けた中央会は、第三十七条の二第一項の監査以外の監査について、毎事業年度、監査の対象としようとする組合及び全国中央会にあつては主務大臣、都道府県中央会にあつてはその地区を管轄する都道府県知事の意見を聴いて、監査実施計画を定めなければならない。

（略）

中央会は、第一項の監査実施計画に重要な変更を行うには、同項の規定の例によらなければならない。

中央会は、第一項の監査実施計画を定めたときは、速やかに、これを、当該監査実施計画において監査の対象となる組合として定められた組合に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

前項の規定による通知を受けた組合は、当該監査実施計画に基づく中央会の監査を受けるように努めるとともに、その実施に当たっては、これに協力しなければならない。

中央会は、組合から監査を受けたい旨の申出があつたときは、前各項の規定にかかわらず、中央会の定めるところにより、当該申出に係る組合の監査を行うことができる。

第七十三条の二十九 (略)

都道府県中央会の会員の脱退については、第二十一条第二項及び第三項並びに第二十二条の規定を準用する。

・ (略)

全国中央会の前条第四項第一号又は第二号の規定による正会員の脱退については、第二十二条第一項第一号及び第二号の規定を、その他の正会員及び准会員の脱退については、第二十一条第二項及び第三項並びに第二十二条の規定を準用する。

第七十三条の四十一 (略)

代議員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 定款の定めるところにより、第七十三条の三十の規定により選挙権を有する正会員が選挙した者

二 四 (略)

(略)

第七十三条の二十九 (略)

都道府県中央会の会員の脱退については、第二十一条及び第二十二条の規定を準用する。

・ (略)

全国中央会の前条第四項第一号又は第二号の規定による正会員の脱退については、第二十二条第一項第一号及び第二号の規定を、その他の正会員及び准会員の脱退については、第二十一条及び第二十二条の規定を準用する。

第七十三条の四十一 (略)

代議員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 都道府県の区域ごとに、その区域の全部又は一部を地区とする組合(その区域を超える区域を地区とする農業協同組合でその区域内に住所を有するものを含む。)であつて第七十三条の三十の規定により選挙権を有する正会員たるものが選挙した者

二 四 (略)

前項第一号の規定により正会員が選挙する代議員の定数は、都道府県の区域ごとに、その区域につき選挙権を有する正会員の数(第七十三条の三十第二項の規定により正会員に対して二個以上の選挙権を与える場合にあっては、正会員の有する選挙権の数)におおむね比例するよう、定款で定める。

(略)

第七十三条の四十三 次に掲げる事項（都道府県中央会にあつては、第五号に掲げる事項を除く。）は、総会の議決を経なければならぬ。

一、四（略）

五、基本方針の設定及び変更

六、七（略）

・（略）

第九十三条（略）

行政庁は、組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程を守っているかどうかを知るため特に必要があるとき、その必要の限度において、当該組合の子会社その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者（次項、次条、第九十九条の四及び第九十九条の六第三号において「子会社等」という。）又は共済代理店に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

第七十三条の四十三 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一、四（略）

五、六（略）

・（略）

第九十三条（略）

行政庁は、組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程を守っているかどうかを知るため特に必要があるとき、その必要の限度において、当該組合の子会社に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

前項に規定する「子会社」とは、組合がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、当該組合及びその一若しくは二以上の子会社又は当該組合の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該組合の子会社とみなす。

第十一条の二第三項の規定は、前項の場合において組合又はその

組合の子会社等又は共済代理店は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

第九十四条（略）

（略）

行政庁は、前各項の規定により組合の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等又は共済代理店の業務又は会計の状況を検査することができる。

前条第三項の規定は、前項の規定による子会社等又は共済代理店の検査について準用する。

第九十四条の二 行政庁は、第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合に対し、その信用事業又は共済事業の健全な運営を確保するため、組合の業務若しくは財産又は組合及びその子会社等の財産の状況によつて必要があると認めるときは、当該信用事業又は共済事業に関し、措置をとるべき事項及び期間を定めて、その健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命ずることができる。

子会社が有する議決権について準用する。この場合において、同項中「主務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

組合の子会社（第三項に規定する子会社をいう。次条及び第百条において同じ。）は、正当な理由があるときは、第二項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

第九十四条（略）

（略）

行政庁は、前各項の規定により組合の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社の業務又は会計の状況を検査することができる。

前条第五項の規定は、前項の規定による子会社の検査について準用する。

第九十四条の二 行政庁は、第十条第一項第三号の事業を行う組合に対し、その信用事業の健全な運営を確保するため、組合の業務若しくは財産又は組合及びその子会社等の財産の状況によつて必要があると認めるときは、当該信用事業に関し、措置をとるべき事項及び期間を定めて、その健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命ずることができる。

行政庁は、第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、組合の業務若しくは財産若しくは組合及びその子会社等の財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

前二項の規定による信用事業の健全な運営を確保するための当該信用事業に関する命令（改善計画の提出を求めることを含む。）であつて、組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、主務省令で定める組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に応じ、それぞれ主務省令で定めるものでなければならない。

行政庁は、第十条第一項第三号の事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、組合の業務若しくは財産若しくは組合及びその子会社等の財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

行政庁は、第十条第一項第十号の事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、組合の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

第一項又は第二項の規定による信用事業の健全な運営を確保するための当該信用事業に関する命令（改善計画の提出を求めることを含む。）であつて、組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、主務省令で定める組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に応じ、それぞれ主務省令で定めるものでなければならない。

第一項又は第二項の規定による共済事業の健全な運営を確保するための当該共済事業に関する命令（改善計画の提出を求めることを含む。）であつて、組合の共済金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、農林水産省令で定める組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ、それぞれ農林水産省令で定めるものでなければならない。

（略）

第九十五条 （略）

（略）

行政庁は、組合が信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第十一条第一項、第十一条の七第一項、第十一条の二十三第一項、第十一条の二十九第一項又は第十一条の三十二第一項の承認を取り消すことができる。

第九十七条の二 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

- 一 第十条第一項第十号の事業を行う組合が共済代理店の設置又は廃止をしようとするとき。

い。

（略）

第九十五条 （略）

（略）

行政庁は、組合が信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第十一条第一項、第十一条の四第一項、第十一条の八第一項、第十一条の十四第一項又は第十一条の十五の三第一項の承認を取り消すことができる。

-
- 二 第十条第一項第十号の事業を行う組合が共済計理人を選任したとき、又は共済計理人が退任したとき。
- 三 第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合が子会社対象会社（第十一条の四十五第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号及び第五号において同じ。）を子会社としようにするとき（第五十条の二第三項又は第六十五条第二項の規定による認可を受けて信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併をしようとする場合を除く。第六号において同じ。）。
- 四 第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社対象会社に該当する子会社が子会社でなくなつたとき（第五十条の二第三項の規定による認可を受けて信用事業の全部又は一部の譲渡をした場合を除く。第七号において同じ。）。
- 五 第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社対象会社に該当する子会社が子会社対象会社に該当しない子会社となつたとき。
- 六 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会が第十一条の四十七第一項第三号又は第四号に掲げる会社（認可対象会社（同条第四項に規定する認可対象会社をいう。第八号において同じ。）を除く。）を子会社としようにするとき。
- 七 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社が子会社でなくなつたとき。
- 八 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社とな
-

つたとき。

九 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会が第十一条の四十九第一項第三号又は第四号に掲げる会社（認可対象会社（同条第四項に規定する認可対象会社をいう。第十一号において同じ。）を除く。）を子会社しようとするとき（第六十五条第二項の規定による認可を受けて合併をしようとする場合を除く。）。

十 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社が子会社でなくなつたとき。

十一 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

十二 その他農林水産省令（信用事業に関するものについては、主務省令）で定める場合に該当するとき。

第九十七条の三 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可又は承認（次条において「認可等」という。）に関する申請の手續、書類の提出の手續その他この法律を実施するため必要な事項は、農林水産省令（信用事業に関するものについては、主務省令）で定める。

第九十七条の四 行政庁は、この法律の規定による認可等に条件を付し、及びこれを変更することができる。

第九十七条の二 行政庁は、この法律の規定による認可又は承認（次項において「認可等」という。）に条件を付し、及びこれを変更す

(略)

第九十八条 この法律中「行政庁」とあるのは、第六十八条（第七十三条第四項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項及び第七十三条の二十二第二項の場合を除いては、中央会、都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び農事組合法人並びに都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会については主務大臣、その他の組合及び農事組合法人については都道府県知事（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合の信用事業又は共済事業に関する第九十四条第三項の規定による検査に関する事項については、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要があると認める場合には、主務大臣及び都道府県知事）とする。

この法律における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、第十条第一項第三号の事業を行う組合にあつては、農林水産大臣及び内閣総理大臣（第十一条の二第一項第一号及び第二号に掲げる基準並びに第十一条の四第一項に規定する同一人に対する信用の供与等（第六項において「信用の供与等」という。）の額に関する第九十四条第一項から第五項までの規定による検査に関する事項については、内閣総理大臣）とする。

（略）

この法律における主務省令は、農林水産省令・内閣府令とする。ただし、第九十四条の二第三項及び第九十七条の二第十二号に規定

ることができる。

(略)

第九十八条 この法律中「行政庁」とあるのは、第六十八条（第七十三条第四項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項及び第七十三条の二十二第二項の場合を除いては、中央会、都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び農事組合法人並びに都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会については主務大臣、その他の組合及び農事組合法人については都道府県知事（第十条第一項第三号の事業を行う組合の信用事業に関する第九十四条第三項の規定による検査に関する事項については、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要があると認める場合には、主務大臣及び都道府県知事）とする。

この法律における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、第十条第一項第三号の事業を行う組合にあつては、農林水産大臣及び内閣総理大臣（第十一条の二第一項第一号及び第二号に掲げる基準並びに第十一条の三第一項に規定する同一人に対する信用の供与等（第六項において「信用の供与等」という。）の額に関する第九十四条第一項から第五項までの規定による検査に関する事項については、内閣総理大臣）とする。

（略）

この法律における主務省令は、農林水産省令・内閣府令とする。ただし、第九十四条の二第四項に規定する主務省令は、農林水産省

する主務省令（同号に規定する主務省令にあつては、金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に係るものに限る。）は、農林水産省令・内閣府令・財務省令とする。

）
（略）

第九十八条の三 内閣総理大臣は、第十条第一項第三号の事業を行う組合に対し次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。第九十七条の二の規定による届出（同条第十二号に係るもののうち、農林水産省令・内閣府令・財務省令で定めるものに限る。）があつたときも、同様とする。

一七七（略）

第九十九条 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合の役員にあつては、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

・
（略）

第九十九条の二 第五十四条の二第一項若しくは第二項の規定による業務報告書の提出をせず、又は業務報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして業務報告書の提出をした者は、五

令・内閣府令・財務省令とする。

）
（略）

第九十八条の三 内閣総理大臣は、第十条第一項第三号の事業を行う組合に対し次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一七七（略）

第九十九条 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金（第十条第一項第三号の事業を行う組合の役員にあつては、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

・
（略）

第九十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第五十四条の二第一項若しくは第二項の規定による業務報告書

十万円以下の罰金（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合に係る業務報告書にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

第九十九条の三 第五十四条の三第一項若しくは第二項の規定に違反して、これらの規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、又は説明書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第九十九条の四 第九十三条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第九十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金（第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合若しくはその子会社等又は共済代理店に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金

の提出をせず、又は業務報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして業務報告書の提出をした者

二 第五十四条の三第一項若しくは第二項の規定に違反して、これらの規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、又は説明書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者

第十条第一項第三号の事業を行う組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に対して二億円以下の罰金刑を科する。

に処する。

第九十九条の五 第十一条の十の規定に違反して同条第一号から第三号までに掲げる行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十九条の六 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十九条の二 五十万円以下の罰金刑（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、二億円以下の罰金刑）

二 第九十九条の三 二億円以下の罰金刑

三 第九十九条の四 五十万円以下の罰金刑（第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合若しくはその子会社等又は共済代理店にあつては、二億円以下の罰金刑）

四 前条 百万円以下の罰金刑

第九十九条の七 被調査組合の役員若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第十一条の四十第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以

下の罰金に処する。

第百条 第十一条の四十一の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百一条 次の場合には、組合若しくは農事組合法人又は中央会の役員又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 (略)

二 第十一条第一項又は第十一条の六の規定に違反したとき。

二の二 第十一条第四項、第十一条の七第四項、第四十四条第四項、第六十四条第四項若しくは第七項、第七十二条の十三第二項、第七十二条の十六第四項、第七十二条の十七第二項、第七十二条の十八第三項、第七十三条の三十三第三項又は第九十七条の二の

第百条 第九十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第九十四条の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、五十万円以下の罰金（第十条第一項第三号の事業を行う組合又はその子会社に係る報告又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

組合若しくは農事組合法人若しくは中央会又は組合の子会社（以下この項において「組合等」という。）の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその組合等の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合等に対して同項の罰金刑（第十条第一項第三号の事業を行う組合又はその子会社にあつては、二億円以下の罰金刑）を科する。

第百一条 次の場合には、組合若しくは農事組合法人又は中央会の役員又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 (略)

二 第十一条第一項又は第十一条の三の三の規定に違反したとき。

二の二 第十一条第四項、第四十四条第四項、第六十四条第四項若しくは第七項、第七十二条の十三第二項、第七十二条の十六第四項、第七十二条の十七第二項、第七十二条の十八第三項又は第七十三条の三十三第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出

規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二の三 第十一条の七第一項、第十一条の十三から第十一条の十五まで又は第十一条の十七から第十一条の十九までの規定に違反したとき。

二の四 第十一条の二十第一項の規定に違反して、共済計理人の選任手続をせず、又は同条第二項の農林水産省令で定める要件に該当する者でない者を共済計理人に選任したとき。

二の五 第十一条の二十二、第十一条の三十四又は第九十四条の第二第一項若しくは第二項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）に違反したとき。

二の六 第十一条の二十三第一項の規定に違反したとき。

二の七 第十一条の二十九第一項の規定に違反したとき。

二の八 第十一条の三十二第一項の規定に違反したとき。

二の九 第十一条の三十七第二項、第十一条の四十三第一項、第十一条の四十四第二項又は第四十八条の二第一項の規定に違反して通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

二の十 第十一条の三十七第二項の規定に違反して総会を招集しなかつたとき。

をしたとき。

二の三 第十一条の四第一項又は第十一条の五から第十一条の七までの規定に違反したとき。

二の四 第十一条の八第一項の規定に違反したとき。

二の五 第十一条の十四第一項の規定に違反したとき。

二の六 第十一条の十五の三第一項の規定に違反したとき。

二の七 第十一条の十六第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の第十一条の十七第一項に規定する信用事業会社を子会社としたとき又は第十一条の十八第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

二の八 第十一条の十六第三項又は第十一条の十八第九項の規定に違反したとき。

二の九 第十一条の十七第一項若しくは第二項ただし書（第十一条の十九第二項において準用する場合を含む。）又は第十一条の十九第一項の規定に違反したとき。

二の十一 第十一條の三十八第一項、第三十五條第一項若しくは第二項（これらの規定を第七十二條の二の二、第七十三條第二項及び第七十三條の三十七において準用する場合を含む。）、第三十六條第六項（第七十二條の二の二において準用する場合を含む。）

（若しくは第八項（第三十七條の二第十二項の規定により読み替えて適用する場合及び第七十二條の二の二において準用する場合を含む。）、第三十七條の二第五項若しくは第八項又は第七十二條の十二の二第一項（第七十三條の三十七において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

二の十二 正当な理由がないのに第十一條の三十八第二項、第三十五條第四項（第七十二條の二の二、第七十三條第二項及び第七十三條の三十七において準用する場合を含む。）、第三十六條第九項（第三十七條の二第十二項の規定により読み替えて適用する場合及び第七十二條の二の二において準用する場合を含む。）又は第七十二條の十二の二第二項（第七十三條の三十七において準用する場合を含む。）の規定による閲覧又は謄写を拒んだとき。

二の十三 第十一條の四十三第一項、第十一條の四十四第一項、第七十二條の二の二において準用する商法第二百二十四條第三項若しくは同法第四百二十一條第一項又は第七十三條第四項若しくは第七十三條の四十八第三項において準用する民法第七十九條第一項若しくは同法第八十一條第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

二の十四 第十一条の四十三第二項の規定による付記をせず、又は虚偽の付記をしたとき。

二の十五 第十一条の四十三第三項の規定に違反したとき。

二の十六 第十一条の四十五第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の第十一条の四十六第一項に規定する特定事業会社を子会社としたとき。

二の十七 第十一条の四十六第一項若しくは第二項ただし書（第十条の四十八第二項及び第十一条の五十第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の四十八第一項又は第十一条の五十第一項の規定に違反したとき。

二の十八 第十一条の四十六第三項又は第五項（これらの規定を第十一条の四十八第二項及び第十一条の五十第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

二の十九 第十一条の四十七第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

二の二十 第十一条の四十七第四項の規定による行政庁の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は同条第六項において準用する同条第四項の規定による行政庁の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうちの他の号に掲げる会社（同条第四項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

二の二十一 第十一条の四十九第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

二の十 第十一条の十七第三項又は第五項（これらの規定を第十一条の十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

二の十一 第十一条の十八第四項の規定による行政庁の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は同条第六項において準用する同条第四項の規定による行政庁の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうちの他の号に掲げる会社（同条第四項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

二の二十二 第十一條の四十九第四項の規定による行政庁の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は同条第五項において準用する第十一條の四十七第六項において準用する同条第四項の規定による行政庁の認可を受けないで第十一條の四十九第一項各号に掲げる会社を当該各号のうちの号に掲げる会社（同条第四項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

三丁六 （略）

三丁六 （略）

六の二 第三十五條第一項若しくは第二項（これらの規定を第七十二條の二の二、第七十三條第二項及び第七十三條の三十七において準用する場合を含む。）、第三十六條第六項（第七十二條の二において準用する場合を含む。）、若しくは第八項（第三十七條の二第二十二項の規定により読み替えて適用する場合及び第七十二條の二の二において準用する場合を含む。）、第三十七條の二第二十二項の二の二において準用する場合を含む。）、第三十七條の二第五項若しくは第八項又は第七十二條の十二の二第一項（第七十二條の三十七において準用する場合を含む。）、の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

七 正当な理由がないのに第三十五條第四項（第七十二條の二の二、第七十三條第二項及び第七十三條の三十七において準用する場合を含む。）、第三十六條第九項（第三十七條の二第二十二項の規定により読み替えて適用する場合及び第七十二條の二の二において準用する場合を含む。）、又は第七十二條の十二の二第二項（第

七・七の二（略）

七の三 第三十九条第三項若しくは第七十二条の二において準用する商法第二百六十条ノ四第一項若しくは第二項、第四十七条若しくは第五十八条第七項において準用する同法第二百四十四条第一項若しくは第二項、第五十条の五において準用する同法第三十二条第一項、第七十二条第一項（第七十三条第四項及び第七十二条の四十八第三項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二第一項又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する同法第四百二十七条第一項の規定に違反して議事録、会計帳簿、財産目録、貸借対照表若しくは決算報告書を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

八・八の二（略）

九 第四十九条又は第五十条第二項（これらの規定を第五十条の二第四項、第五十条の四第四項、第六十五条第四項（第七十条第二項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して出資一口の金額を減少し、信用事業の全部若しくは一部を譲渡し若しくは譲り受け、共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、共

七十三条の三十七において準用する場合を含む。）の規定による閲覧又は謄写を拒んだとき。

七の二・七の三（略）

七の四 第三十九条第三項若しくは第七十二条の二において準用する商法第二百六十条ノ四第一項若しくは第二項、第四十七条若しくは第五十八条第七項において準用する同法第二百四十四条第一項若しくは第二項、第五十条の四において準用する同法第三十二条第一項、第七十二条第一項（第七十三条第四項及び第七十二条の四十八第三項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二第一項又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する同法第四百二十七条第一項の規定に違反して議事録、会計帳簿、財産目録、貸借対照表若しくは決算報告書を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

八・八の二（略）

八の三 第四十八条の二第一項の規定に違反して通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

九 第四十九条又は第五十条第二項（これらの規定を第五十条の二第六項、第五十条の三第四項、第六十五条第四項（第七十条第二項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して出資一口の金額を減少し、信用事業の全部若しくは一部を譲渡し若しくは譲り受け、共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、共

済事業に係る財産を移転し、出資組合若しくは出資農事組合法人の合併をし、又は出資組合に係る承継をしたとき。

九の二 第五十条の二第八項（第五十条の四第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

九の三 第五十条の三第三項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項又は第六十五条の二第三項において準用する同法第四百十三条ノ三第四項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

十ノ十二（略）

十三 削除

十四ノ十六（略）

十七 第七十三条の二十三の二第三項の規定に違反して基本方針を公表しなかつたとき。

十八 第九十七条の四第一項の規定により付した条件（第十一条の四十七第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第十一条の四十九第四項（同条第五項において読み替えて準用する第十一条の四十七第六項において準用する場合を含む。）の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

済事業に係る財産を移転し、出資組合若しくは出資農事組合法人の合併をし、又は出資組合に係る承継をしたとき。

九の二 第五十条の二第七項（第五十条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十ノ十二（略）

十三 第七十二条の二の二において準用する商法第二百四十四条第三項若しくは同法第四百二十一条第一項又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する民法第七十九条第一項若しくは同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十四ノ十六（略）

十七 第九十四条の二第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同条第一項から第三項までの規定による命令に従わなかつたとき。

十八 第九十七条の二第一項の規定により付した条件（第十一条の十八第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

十九（略）

共済調査人が、第十一条の三十九第二項の期限までに調査の結果の報告をしないときも、前項と同様とする。

商法第四百九十八条第一項、商法特例法第二十九条の二第一項又は有限会社法第七十七条第一項若しくは第二項に規定する者が、第三十七条の二第十項又は第三十九条第二項において準用する商法第二百七十四条ノ三第一項の規定による調査を妨げたときも、第一項と同様とする。

十九（略）

商法第四百九十八条第一項、商法特例法第二十九条の二第一項又は有限会社法第七十七条第一項若しくは第二項に規定する者が、第三十七条の二第十項又は第三十九条第二項において準用する商法第二百七十四条ノ三第一項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章（略） 第二章 農業信用基金協会 第一節～第四節（略） 第五節 管理（第二十九条―第四十八条） 第五節の二 合併及び事業の譲渡又は譲受け（第四十八条の二―第四十八条の九） 第六節・第七節（略） 第三章～第五章（略） 附則 （区域） 第四条 基金協会の区域は、都道府県の区域（特別の事由により主務大臣の承認を受けた場合には、その承認に係る二以上の都道府県の区域）による。 （業務の範囲） 第八条 基金協会は、次の業務を行う。	目次 第一章（略） 第二章 農業信用基金協会 第一節～第四節（略） 第五節 管理（第二十九条―第四十八条） 第六節・第七節（略） 第三章～第五章（略） 附則 （区域） 第四条 基金協会の区域は、都道府県の区域による。 （業務の範囲） 第八条 基金協会は、次の業務を行う。

一 (略)

二 第二条第二項第一号に掲げる農業協同組合（農業協同組合法第十條第一項第三号の事業を併せ行つものに限る。）が農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託（沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第四号の規定による貸付けの業務に係るものに限る。）を受けて農業者等に対する貸付けを行つた場合、当該農業協同組合が農業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証債務（以下「特定債務」という。）の保証

三 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項の認定を受けた者、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）第二条の五の認定を受けた者又は果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第三条第一項の認定を受けた者（次項において「認定農業者」と総称する。）であつてその区域内に住所を有するものに対し当該認定に係る計画を円滑に達成するのに必要な資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給

四 (略)

2 基金協会は、特別の事由により主務大臣の承認を受けた場合には、その区域外に住所を有する認定農業者に対し前項第三号に規定する資金の貸付けを行う融資機関に対して同号に掲げる業務を行うことができる。

一 (略)

二 第二条第二項第一号に掲げる農業協同組合（農業協同組合法第十條第一項第三号の事業を併せ行つものに限る。）が農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託（沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第四号の規定による貸付けの業務に係るものに限る。）を受けて農業者等に対する貸付けを行つた場合、当該農業協同組合が農業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証

三 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項の認定を受けた者、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）第二条の五の認定を受けた者又は果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第三条第一項の認定を受けた者に対し当該認定に係る計画を円滑に達成するのに必要な資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給

四 (略)

（経営の健全性の確保）

第八条の二 主務大臣は、基金協会の業務の健全な運営に資するため、基金協会がその経営の健全性を判断するための基準として基金協会が保証をした金額の総額に照らしその保証債務の弁済能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準その他の基準を定めることができる。

（信用基金からの借入金等）

第九条の二 基金協会は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第十二条第一項第三号に規定する資金に係る信用基金からの借入金（当該借入金の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、その負担する保証債務のうち農業近代化資金等に係るもの及び第八条第一項第二号に掲げるものの弁済に充てるための資金として、前条各号の方法により管理しなければならない。

2
（略）

第九条の三 基金協会は、独立行政法人農林漁業信用基金法第十二条第一項第四号に規定する資金に係る信用基金からの借入金その他の第八条第一項第三号に掲げる業務に必要な経費の財源に充てることを条件として交付された金銭（当該金銭の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、融資機関への預金の方法により管理しなけ

（信用基金からの借入金等）

第九条の二 基金協会は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第十二条第一項第三号に規定する資金に係る信用基金からの借入金（当該借入金の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、その負担する保証債務のうち農業近代化資金等に係るもの及び第八条第二号に掲げるものの弁済に充てるための資金として、前条各号の方法により管理しなければならない。

2
（略）

第九条の三 基金協会は、独立行政法人農林漁業信用基金法第十二条第一項第四号に規定する資金に係る信用基金からの借入金その他の第八条第三号に掲げる業務に必要な経費の財源に充てることを条件として交付された金銭（当該金銭の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、融資機関への預金の方法により管理しなけ

ればならない。

2 前項の金銭は、第八条第一項第三号に掲げる業務に必要な経費の財源及び前項の借入金償還に充てる場合のほか、主務省令で定める場合に限り、使用することができる。

(準備金)

第十条 基金協会は、第八条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に関し、毎事業年度の剰余金の全部を、準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、第八条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に係る欠損のてん補に充て、又は第九条の基金に繰り入れることができる。

3 (略)

(経理の区分)

第十一条 基金協会は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに区分して経理しなければならない。

一・二 (略)

三 第八条第一項第一号二に掲げる資金に係る債務の保証及び同項第二号に掲げる債務の保証の業務

四 第八条第一項第三号に掲げる業務

第二十条 会員は、事業年度末において脱退することができる。ただ

らない。

2 前項の金銭は、第八条第三号に掲げる業務に必要な経費の財源及び同項の借入金償還に充てる場合のほか、主務省令で定める場合に限り、使用することができる。

(準備金)

第十条 基金協会は、第八条第一号及び第二号に掲げる業務に関し、毎事業年度の剰余金の全部を、準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、第八条第一号及び第二号に掲げる業務に係る欠損のてん補に充て、又は第九条の基金に繰り入れることができる。

3 (略)

(経理の区分)

第十一条 基金協会は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに区分して経理しなければならない。

一・二 (略)

三 第八条第一号二に掲げる資金に係る債務の保証及び同条第二号に掲げる債務の保証の業務

四 第八条第三号に掲げる業務

第二十条 会員は、事業年度の終りにて脱退することができる。

し、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一〇三 (略)

四 基金協会が保証契約を結んでいる融資機関（農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫を含む。以下この条及び第四十一条において同じ。）が基金協会に対し当該会員の脱退について異議を申し出た場合

25 (略)

(設立の認可)

第二十六条 主務大臣は、前条の認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、その事業が健全に行われ、農業の生産性の向上と農業経営の改善に資すると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一・二 (略)

三 区域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする他の基金協会が既に成立しているとき。

(業務方法書に記載すべき事項)

第三十条 基金協会の業務方法書には、次の事項を記載しなければならない。

一〇四 (略)

五 保証に係る借入資金（第八条第二号に掲げる保証にあつては、農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託を受け

ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一〇三 (略)

四 基金協会が保証契約を結んでいる融資機関（農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫を含む。以下同じ。）が基金協会に対し当該会員の脱退について異議を申し出た場合

25 (略)

(設立の認可)

第二十六条 主務大臣は、前条の認可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当せず、かつ、その事業が健全に行なわれ、農業の生産性の向上と農業経営の改善に資すると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一・二 (略)

三 区域を同じくする他の基金協会が既に成立しているとき。

(業務方法書に記載すべき事項)

第三十条 基金協会の業務方法書には、次の事項を記載しなければならない。

一〇四 (略)

五 保証に係る借入資金（第八条第二号に掲げる保証にあつては、農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて農業

て農業協同組合が貸し付ける資金）の種類及びその借入期間の最高限度	協同組合が貸し付ける資金）の種類及びその借入期間の最高限度
六〇十一（略）	六〇十一（略）
十二 第八条第一項第三号に掲げる業務に関し主務省令で定める事項	十二 第八条第三号に掲げる業務に関し主務省令で定める事項
（役員の選任等）	（役員の選任等）
第三十三条（略）	第三十三条（略）
2 前項の規定により選任される役員のほか、基金協会は、定款で定めるところにより、農業又は金融に関する学識経験を有する者を、総会の議決によつて役員に委嘱することができる。ただし、その数は、理事にあつては定数の五分の二を超えてはならない。	2 前項の規定により選任される理事のほか、基金協会は、定款で定めるところにより、農業又は金融に関する学識経験を有する者を、総会の議決によつて理事に委嘱することができる。ただし、その数は、理事の定数の五分の二をこえてはならない。
3（略）	3（略）
（定款その他の書類の備付け及び閲覧）	（定款その他の書類の備付け及び閲覧）
第四十一条（略）	第四十一条（略）
2（略） 3 会員及び基金協会の債権者（基金協会が保証契約を結んでいる融資機関を含む。以下同じ。）は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。	2（略） 3 会員及び基金協会の債権者（基金協会が保証契約を結んでいる融資機関を含む。以下次条において同じ。）は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。
（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）	（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）
第四十二条 理事は、通常総会の会日の五週間前までに、事業報告書	第四十二条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書

、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事及び公認会計士又は監査法人に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2
(略)

3 公認会計士又は監査法人は、第一項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書（事業報告書については、会計に関する部分に限る。次項において同じ。）を監事及び理事に提出しなければならない。

4 第一項の書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。

（特別の議決）

第四十七条 次の事項は、総会員の半数以上で、かつ、その出資の合計額が出資総額の二分の一以上となる者が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 (略)

二 基金協会の解散又は合併

三 (略)

四 事業の全部の譲渡

第五節の二 合併及び事業の譲渡又は譲受け

（合併の手続）

、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2
(略)

3 第一項の書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

（特別の議決）

第四十七条 次の事項は、総会員の半数以上で、かつ、その出資の合計額が出資総額の二分の一以上となる者が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 (略)

二 基金協会の解散

三 (略)

第四十八條の二 基金協会が合併しようとするときは、総会で合併を議決しなければならない。

2 合併は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第二十六條の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

第四十八條の三 基金協会は、合併の議決をしたときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2 基金協会は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

4 合併を行う基金協会が、第二項の規定による公告を、官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、当該基金協会による各別の催告は、することを要しない。

第四十八條の四 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、基金協会の合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、基金協会は、当該債務につき、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関

に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（新設合併の手続）

第四十八条の五 合併によつて基金協会を設立するには、各基金協会の総会で会員（地方公共団体にあつてはその長又はその補助機関である職員、その他の法人にあつてはその代表者）のうちから選任した設立委員が共同して定款及び業務方法書を作成し、役員の選任又は委嘱をし、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による設立委員の選任については、第四十七条の規定を準用する。

3 第一項の規定による役員の選任又は委嘱については、第三十三条第一項及び第二項の規定を準用する。

（合併の時期）

第四十八条の六 基金協会の合併は、合併後存続する基金協会又は合併によつて成立する基金協会がその主たる事務所の所在地でその登記をすることによつてその効力を生ずる。

（合併による権利義務の承継）

第四十八条の七 合併後存続する基金協会又は合併によつて成立した基金協会は、合併によつて消滅した基金協会の権利義務（当該基金協会がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基

づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

（商法等の準用）

第四十八条の八 基金協会の合併については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百十五条（合併無効の訴え）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三百三十五条ノ八（債務の負担部分の決定）の規定を準用する。

（事業の譲渡又は譲受けの手続）

第四十八条の九 基金協会は、総会の議決を経て、事業の全部を譲り渡すこと（事業の全部を分割して二以上の者に譲り渡すことを含む。）ができる。

2 基金協会は、総会の議決を経て、他の基金協会の事業の全部又は一部（第八条第一項第三号に掲げる業務に係るものに限る。）を譲り受けることができる。

3 前二項に規定する事業の譲渡又は譲受けは、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第二十六条（第三号を除く。）の規定は第二項に規定する事業の譲受けについて前項の認可の申請があつた場合について、第四十九条第三項の規定は第一項に規定する事業の譲渡について前項の認可の申請があつた場合について、それぞれ準用する。

5 基金協会は、事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

6 前項の規定による公告がされたときは、基金協会の債務者に対して民法第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、その公告の日付をもつて確定日付とする。

7 第一項に規定する事業の譲渡については、第四十八条の三及び第四十八条の四の規定を準用する。

(解散事由)

第四十九条 基金協会は、次の事由によつて解散する。

一 (略)

一の二 合併

二 (略)

三 事業の全部の譲渡

四 (略)

2・3 (略)

(清算人)

第五十条 基金協会が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、総会で他人を選任したときは、この限りでない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第五十四条 基金協会の解散及び清算については、民法第七十三条(

(解散事由)

第四十九条 基金協会は、次の事由によつて解散する。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

2・3 (略)

(清算人)

第五十条 基金協会が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、総会で他人を選任したときは、この限りでない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第五十四条 基金協会の解散及び清算については、民法第七十三条(

清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)及び第七十八条から第八十三条まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法第三十五条第二項(法人の解散及び清算の監督の管轄)、第三十六条(検査人の選任)、第三十七条ノ二(清算人等の報酬)、第三十五条ノ二十五第二項及び第三項(意見の聴取等)、第三十六条前段(清算に関する事件の管轄)、第三百三十七条前段(清算人の選任又は解任の裁判)及び第三百三十八条(清算人不適格者)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「農業信用保証保険法第五十条」と読み替えるものとする。

(主務大臣の監督上の命令)

第五十六条の二 主務大臣は、基金協会の業務又は財産の状況に照らして、当該基金協会の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるとき、当該基金協会に対し、措置をとるべき事項及び期間を定めて、当該基金協会の健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期間を定めて業務の停止を命じ、若しくは財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)であつて、基金協会の保証債務の弁済能力の充実の状況によつて必要があるときとするものは、主務省令で定める基金協会の

清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)及び第七十八条から第八十三条まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(法人の解散及び清算の監督の管轄)、第三十六条(検査人の選任)、第三十七条ノ二(清算人等の報酬)、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項(意見の聴取等)、第三百三十六条前段(清算に関する事件の管轄)、第三百三十七条前段(清算人の選任又は解任の裁判)及び第三百三十八条(清算人不適格者)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「農業信用保証保険法第五十条」と読み替えるものとする。

保証債務の弁済能力の充実の状況に係る区分に応じ、それぞれ主務省令で定めるものでなければならない。

(法令等の違反に対する措置)

第五十七条 主務大臣は、第五十五条の規定により報告を徴した場合又は第五十六条の規定により検査を行つた場合において、基金協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反すると認めるときは、その基金協会に対して、役員の解任、業務の停止その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 (略)

(保険契約)

第五十九条 信用基金は、事業年度ごとに、基金協会又は譲受者(以下「基金協会等」という。)を相手方として、その基金協会等が農業近代化資金等(一の借入れに係る借入金の額が政令で定める額以上のものに限る。)に係る債務の保証(譲受者にあつては、その者に対し第八条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に係る事業(以下「保証事業」という。)の全部を譲り渡した基金協会の区域であつた区域(以下「特定区域」という。)内に住所を有する農業者等が当該農業近代化資金等を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務について行つものに限る。)又は特定債務の保証(一の保証に係る保証の金額が政令で定める額以上のもの限り、かつ

(法令等の違反に対する措置)

第五十七条 主務大臣は、第五十五条の規定により報告を徴した場合又は前条の規定により検査を行なつた場合において、基金協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反すると認めるときは、その基金協会に対して、役員の解任、業務の停止その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 (略)

(保険契約)

第五十九条 信用基金は、事業年度ごとに、基金協会を相手方として、その基金協会が農業近代化資金等(一の借入れに係る借入金の額が政令で定める額以上のものに限る。)に係る債務の保証又は第八条第二号に掲げる債務の保証(一の保証に係る保証の金額が政令で定める額以上のものに限る。)をすることにより、その基金協会が借入金及び遅延利息以外の利息(借入期間が政令で定める期間以上である借入金に係る利息に限る。)で主務大臣の定めるもの(以下「借入金等」という。)並びに農業協同組合の負担する同額の保証債務(以下単に「保証債務」という。)につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、信用基金とその基

、譲受者にあつては特定区域内に住所を有する農業者等の借入れに係るものに限る。）をすることにより、その基金協会等が借入金及び遅延利息以外の利息（借入期間が政令で定める期間以上である借入金に係る利息に限る。）で主務大臣の定めるもの（以下「借入金等」という。）並びに特定債務につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、信用基金とその基金協会等との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 信用基金は、事業年度ごとに、基金協会等を相手方として、その基金協会等が農業近代化資金等（一の借入れに係る借入金の額が前項の政令で定める額未滿のものに限る。）に係る債務の保証（譲受者にあつては、特定区域内に住所を有する農業者等が当該農業近代化資金等を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務について行つものに限る。）又は特定債務の保証（一の保証に係る保証の金額が同項の政令で定める額未滿のものに限り、かつ、譲受者にあつては特定区域内に住所を有する農業者等の借入れに係るものに限る。）をしたことを信用基金に通知することにより、その基金協会等が借入金等及び特定債務につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、信用基金とその基金協会等との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

3 前二項の「譲受者」とは、基金協会から保証事業の全部を譲り受けた者（基金協会を除く。）であつて、その者が行つ農業近代化資

金協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 信用基金は、事業年度ごとに、基金協会を相手方として、その基金協会が農業近代化資金等（一の借入れに係る借入金の額が前項の政令で定める額未滿のものに限る。）に係る債務の保証又は第八条第二号に掲げる債務の保証（一の保証に係る保証の金額が同項の政令で定める額未滿のものに限る。）をしたことを信用基金に通知することにより、その基金協会が借入金等及び保証債務につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、信用基金とその基金協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

金等に係る債務の保証及び特定債務の保証の事業が主務省令で定める要件に適合するものであるものをいう。

4 信用基金は、第一項又は第二項の規定により前項の譲受者（以下「譲受者」という。）を相手方として保険契約を締結しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

5 主務大臣は、前項の認可に係る譲受者の第三項に規定する事業が健全に行われ、農業の生産性の向上と農業経営の改善に資することを確保するため必要があると認めるときは、その者に対し、当該事業に関し報告を求め、又は指導若しくは助言をすることができる。

6 第一項及び第二項の保険関係においては、基金協会等が借入金等又は特定債務につき保証をした金額を保険価額とし、基金協会等が被保証者に代わつてする借入金等又は特定債務の全部又は一部の弁済を保険事故とし、保険価額に百分の七十を乗じて得た金額を保険金額とする。

（保険金）

第六十一条 信用基金が第五十九条第一項又は第二項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、基金協会等が被保証者に代わつて弁済をした借入金等及び特定債務の額から基金協会等がその支払の請求をする時までその被保証者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額とする。

3 前二項の保険関係においては、基金協会が借入金等又は保証債務につき保証をした金額を保険価額とし、基金協会が被保証者に代わつてする借入金等又は保証債務の全部又は一部の弁済を保険事故とし、保険価額に百分の七十を乗じて得た金額を保険金額とする。

（保険金）

第六十一条 信用基金が第五十九条第一項又は第二項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、基金協会が被保証者に代わつて弁済をした借入金等及び保証債務の額から基金協会がその支払の請求をする時までその被保証者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額とする。

2 前項の求償権を行使して取得した額は、基金協会等が借入金等及び特定債務のほか第五十九条第一項の主務大臣の定める利息以外の利息又は費用についても弁済をしたときは、当該求償権を行使して取得した総額に、その弁済をした借入金等及び特定債務の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額とする。

第六十二条 基金協会等は、保険事故の発生の日から一月を経過した後でなければ、保険金の支払の請求をすることができない。

2 基金協会等は、保険事故の発生の日から一年三月を経過した後は、前項の請求をすることができない。

(求償)

第六十三条 基金協会等は、第五十九条第一項又は第二項の保険関係が成立した保証に基づき被保証者に代わつて弁済をした場合には、その求償に努めなければならない。

(回収金の納付)

第六十四条 保険金の支払を受けた基金協会等は、その支払の請求をした後被保証者に対する求償権（基金協会等がその被保証者に代わつて弁済をした日以後保険金の支払を受けた日までの利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額に、当該支払を受けた保険金の額の当該保険金に係る第六十一条第一項に規定する残額に対する割合を乗じて

2 前項の求償権を行使して取得した額は、基金協会が借入金等及び保証債務のほか第五十九条第一項の主務大臣の定める利息以外の利息又は費用についても弁済をしたときは、当該求償権を行使して取得した総額に、その弁済をした借入金等及び保証債務の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額とする。

第六十二条 基金協会は、保険事故の発生の日から一月を経過した後でなければ、保険金の支払の請求をすることができない。

2 基金協会は、保険事故の発生の日から一年三月を経過した後は、前項の請求をすることができない。

(求償)

第六十三条 基金協会は、第五十九条第一項又は第二項の保険関係が成立した保証に基づき被保証者に代わつて弁済をした場合には、その求償に努めなければならない。

(回収金の納付)

第六十四条 保険金の支払を受けた基金協会は、その支払の請求をした後被保証者に対する求償権（基金協会がその被保証者に代わつて弁済をした日以後保険金の支払を受けた日までの利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額に、当該支払を受けた保険金の額の当該保険金に係る第六十一条第一項に規定する残額に対する割合を乗じて得た

得た額を信用基金に納付しなければならない。

2
(略)

(契約の解除等)

第六十五条 信用基金は、基金協会等がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定若しくは第五十九条第一項若しくは第二項の保険契約の条項に違反したとき又は譲受者の同条第三項に規定する事業が同項に規定する主務省令で定める要件に適合しなくなつたときは、同条第一項若しくは第二項の保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて当該保険契約を解除することができる。

2 主務大臣は、譲受者の第五十九条第三項に規定する事業が同項に規定する主務省令で定める要件に適合しなくなつたときは、信用基金に対し、前項に規定する措置をとるべき旨を命ずることができる。

(保険契約)

第六十六条 信用基金は、事業年度ごとに、農林中央金庫及び次に掲げる者（以下「農林中央金庫等」という。）を相手方として、農林中央金庫等が農業近代化資金等の貸付けをしたことを信用基金に通知することにより、その貸付金の総額が一定の金額に達するまで、その貸付けにつき、信用基金と農林中央金庫等との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

額を信用基金に納付しなければならない。

2
(略)

(契約の解除等)

第六十五条 信用基金は、基金協会等がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又は第五十九条第一項若しくは第二項の保険契約の条項に違反したときは、同条第一項若しくは第二項の保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて当該保険契約を解除することができる。

(保険契約)

第六十六条 信用基金は、事業年度ごとに、農林中央金庫及び次に掲げる者（以下「農林中央金庫等」という。）を相手方として、農林中央金庫等が農業近代化資金等の貸付けをしたことを信用基金に通知することにより、その貸付金の総額が一定の金額に達するまで、その貸付けにつき、信用基金と農林中央金庫等との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

一 第二条第二項第一号に掲げる農業協同組合であつて、基金協会等による債務の保証が困難な貸付けの増加が見込まれるため、信用基金との間に保険関係が成立することが必要かつ適当なものと
して主務大臣が指定するもの

二 (略)

2 前項の規定は、農業近代化資金等の貸付けにつき基金協会等による債務の保証が行われる場合における当該貸付けについては、適用しない。

3 (略)

(準用規定)

第七十一条 第六十六条第一項の保険関係については、第六十二条及び第六十五条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「第五十九条第一項若しくは第二項」とあるのは「第六十六条第一項」と、「違反したとき又は譲受者の同条第三項に規定する事業が同項に規定する主務省令で定める要件に適合しなくなつたときは、同条第一項若しくは第二項」とあるのは「違反したときは、同項」と読み替えるものとする。

(主務大臣等)

第七十二条 この法律において「主務大臣」とあるのは、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。ただし、第二条第三項第四号、第五十九条第一項、第四項及び第五項、第六十五条第二項並びに第六十六

一 第二条第二項第一号に掲げる農業協同組合であつて、基金協会による債務の保証が困難な貸付けの増加が見込まれるため、信用基金との間に保険関係が成立することが必要かつ適当なものと
して主務大臣が指定するもの

二 (略)

2 前項の規定は、農業近代化資金等の貸付けにつき基金協会による債務の保証が行なわれる場合における当該貸付けについては、適用しない。

3 (略)

(準用規定)

第七十一条 第六十六条第一項の保険関係については、第六十二条及び第六十五条の規定を準用する。この場合において、第六十五条中「第五十九条第一項若しくは第二項」とあるのは「第六十六条第一項」と、「同条第一項若しくは第二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

(主務大臣等)

第七十二条 この法律において「主務大臣」とあるのは、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。ただし、第二条第三項第四号、第五十九条第一項及び第六十六条第一項第一号にあつては、農林水産大臣

条第一項第一号にあつては、農林水産大臣及び財務大臣とする。 2 (略) 3 この法律において「主務省令」とあるのは、農林水産省令・内閣府令とする。ただし、第五十九条第三項にあつては、農林水産省令・財務省令とする。 4・5 (略)	及び財務大臣とする。 2 (略) 3 この法律において「主務省令」とあるのは、農林水産省令・内閣府令とする。 4・5 (略)
第七十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金協会の役員、第三十六条の二の代理人又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。 一〇九 (略)	第七十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金協会の役員、第三十六条の二の代理人又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。 一〇九 (略)
九の二 第四十八条の三又は第四十八条の四第二項（これらの規定を第四十八条の九第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して合併又は事業の譲渡を行つたとき。 十〇十四 (略)	十〇十四 (略)
十五 第五十六条の二第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項の規定による命令に違反したとき。	
第七十四条の二 第五十九条第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。	

改 正 案	現 行
（責任保険及び責任共済の契約の締結義務） 第二十四条 （略） 2 組合は、次の各号に掲げる場合及び政令で定める正当な理由がある場合を除き、責任共済の契約の締結を拒絶してはならない。 一 農業協同組合法第十條第二十六項ただし書の規定に違反することとなる場合 二・三 （略） （農業協同組合等の行う責任共済の事業に係る共済規程の審査等） 第二十七條 行政庁（農業協同組合法第九十八條第一項に規定する行政庁をいい、同条第十一項の規定により農林水産大臣の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事を含むものとする。）は、責任共済の事業（責任共済の契約によつて負う共済責任の再共済（以下「再共済」という。）の事業又は再共済の契約によつて負う再共済責任の再再共済（以下「再再共済」という。）の事業を含む。以下同じ。）を行おうとする農業協同組合等に対し、同法第十一條の七第一項の規定により責任共済の事業についての共済規程の承認を行おうとする場合には、当該農業協同組合等が第一号及び第二号	（責任保険及び責任共済の契約の締結義務） 第二十四条 （略） 2 組合は、次の各号に掲げる場合及び政令で定める正当な理由がある場合を除き、責任共済の契約の締結を拒絶してはならない。 一 農業協同組合法第十條第二十項ただし書の規定に違反することとなる場合 二・三 （略） （農業協同組合等の行う責任共済の事業に係る共済規程の審査等） 第二十七條 行政庁（農業協同組合法第九十八條第一項に規定する行政庁をいい、同条第十一項の規定により農林水産大臣の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事を含むものとする。）は、責任共済の事業（責任共済の契約によつて負う共済責任の再共済（以下「再共済」という。）の事業又は再共済の契約によつて負う再共済責任の再再共済（以下「再再共済」という。）の事業を含む。以下同じ。）を行おうとする農業協同組合等に対し、同法第十一條の四第一項の規定により責任共済の事業についての共済規程の承認を行おうとする場合には、当該農業協同組合等が第一号及び第二号

に掲げる基準に適合するかどうか並びに当該共済規程に記載された事項のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものが第三号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一（三）（略）

- 2 前項に規定する行政庁は、責任共済の事業を行う農業協同組合等に対し農業協同組合法第十一条の七第三項の規定により責任共済の事業についての共済規程の変更の承認を行おうとする場合には、共済規程に記載された事項のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものが前項第三号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

3 （略）

（消費生活協同組合等及び事業協同組合等の行う責任共済の事業に係る共済事業規約の審査等）

- 第二十七条の二 前条の規定は、消費生活協同組合等が責任共済の事業を行う場合について準用する。この場合において、同条中「行政庁（農業協同組合法第九十八条第一項に規定する行政庁をいい、同条第十一項の規定により農林水産大臣の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事を含むものとする。）」とあるのは「行政庁（消費生活協同組合法第九十七条に規定する当該行政庁をいい、同法第九十七条の二の規定により厚生労働大臣の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事を含むものとする。）」と、「農業協同組合等」とあるのは「消費生活協同組合等」と、「同法第十

に掲げる基準に適合するかどうか並びに当該共済規程に記載された事項のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものが第三号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一（三）（略）

- 2 前項に規定する行政庁は、責任共済の事業を行う農業協同組合等に対し農業協同組合法第十一条の四第三項の規定により責任共済の事業についての共済規程の変更の承認を行おうとする場合には、共済規程に記載された事項のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものが前項第三号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

3 （略）

（消費生活協同組合等及び事業協同組合等の行う責任共済の事業に係る共済事業規約の審査等）

- 第二十七条の二 前条の規定は、消費生活協同組合等が責任共済の事業を行う場合について準用する。この場合において、同条中「行政庁（農業協同組合法第九十八条第一項に規定する行政庁をいい、同条第十一項の規定により農林水産大臣の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事を含むものとする。）」とあるのは「行政庁（消費生活協同組合法第九十七条に規定する当該行政庁をいい、同法第九十七条の二の規定により厚生労働大臣の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事を含むものとする。）」と、「農業協同組合等」とあるのは「消費生活協同組合等」と、「同法第十

「一条の七第一項の規定により責任共済の事業についての共済規程の承認」とあるのは「同法第四十三条第四項の規定により責任共済の事業についての規約（以下「共済事業規約」という。）の設定の認可」と、「共済規程」とあるのは「共済事業規約」と、「農林水産省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「農業協同組合法第十一条の七第三項の規定により責任共済の事業についての共済規程の変更の承認」とあるのは「消費生活協同組合法第四十三条第四項の規定により責任共済の事業についての共済事業規約の変更の認可」と読み替えるものとする。

2

前条の規定は、事業協同組合等が責任共済の事業を行う場合について準用する。この場合において、同条中「行政庁（農業協同組合法第九十八条第一項に規定する行政庁をいい、同条第十一項の規定により農林水産大臣の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事を含むものとする。）」とあるのは「行政庁（中小企業等協同組合法百十一条第一項に規定する行政庁をいい、同条第三項の規定により主務大臣の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事及び同条第四項の規定により主務大臣の権限の一部を委任された地方支分部局の長を含むものとする。）」と、「農業協同組合等」とあるのは「事業協同組合等」と、「同法第十一条の七第一項の規定により責任共済の事業についての共済規程の承認」とあるのは「同法第九条の六の二第一項（同法第九条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定により責任共済の事業についての共済規程の認可」と、「農林水産省令」とあるのは「事業所管大臣が定

「一条の四第一項の規定により責任共済の事業についての共済規程の承認」とあるのは「同法第四十三条第四項の規定により責任共済の事業についての規約（以下「共済事業規約」という。）の設定の認可」と、「共済規程」とあるのは「共済事業規約」と、「農林水産省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「農業協同組合法第十一条の四第三項の規定により責任共済の事業についての共済規程の変更の承認」とあるのは「消費生活協同組合法第四十三条第四項の規定により責任共済の事業についての共済事業規約の変更の認可」と読み替えるものとする。

2

前条の規定は、事業協同組合等が責任共済の事業を行う場合について準用する。この場合において、同条中「行政庁（農業協同組合法第九十八条第一項に規定する行政庁をいい、同条第十一項の規定により農林水産大臣の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事を含むものとする。）」とあるのは「行政庁（中小企業等協同組合法百十一条第一項に規定する行政庁をいい、同条第三項の規定により主務大臣の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事及び同条第四項の規定により主務大臣の権限の一部を委任された地方支分部局の長を含むものとする。）」と、「農業協同組合等」とあるのは「事業協同組合等」と、「同法第十一条の四第一項の規定により責任共済の事業についての共済規程の承認」とあるのは「同法第九条の六の二第一項（同法第九条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定により責任共済の事業についての共済規程の認可」と、「農林水産省令」とあるのは「事業所管大臣が定

める省令」と、「農業協同組合法第十一条の七第三項の規定により責任共済の事業についての共済規程の変更の承認」とあるのは「中小企業等協同組合法第九条の六の二第三項（同法第九条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定により責任共済の事業についての共済規程の変更の認可」と読み替えるものとする。

（同意及び協議）

第二十八条の二 第二十七条第一項に規定する行政庁は、責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに関し、次の各号に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣及び内閣総理大臣の同意を得るものとする。

一 （略）

二 農業協同組合法第十一条の七第一項又は第三項の規定による承認

三 農業協同組合法第九十四条の二第二項又は第九十五条の規定による処分

2 前項に規定する行政庁は、責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに関し、農業協同組合法第十一条の七第二項の農林水産省令を制定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣及び内閣総理大臣に協議するものとする。

3～6 （略）

める省令」と、「農業協同組合法第十一条の四第三項の規定により責任共済の事業についての共済規程の変更の承認」とあるのは「中小企業等協同組合法第九条の六の二第三項（同法第九条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定により責任共済の事業についての共済規程の変更の認可」と読み替えるものとする。

（同意及び協議）

第二十八条の二 第二十七条第一項に規定する行政庁は、責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに関し、次の各号に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣及び内閣総理大臣の同意を得るものとする。

一 （略）

二 農業協同組合法第十一条の四第一項又は第三項の規定による承認

三 農業協同組合法第九十四条の二第二項若しくは第三項又は第九十五条の規定による処分

2 前項に規定する行政庁は、責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに関し、農業協同組合法第十一条の四第二項の農林水産省令を制定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣及び内閣総理大臣に協議するものとする。

3～6 （略）

(準備金) 第二十八条の三 (略) 2 前項の規定は、農業協同組合等に準用する。この場合において、同項中「保険会社」とあるのは「農業協同組合等」と、「保険業法第百十六条の規定にかかわらず」とあるのは「農業協同組合法第十条の十三の規定にかかわらず」と、「責任保険の事業」とあるのは「責任共済の事業」と読み替えるものとする。 3～5 (略)	(準備金) 第二十八条の三 (略) 2 前項の規定は、農業協同組合等に準用する。この場合において、同項中「保険会社」とあるのは「農業協同組合等」と、「保険業法第百十六条の規定にかかわらず」とあるのは「農業協同組合法第十条の五の規定にかかわらず」と、「責任保険の事業」とあるのは「責任共済の事業」と読み替えるものとする。 3～5 (略)
(代理店契約) 第三十条 保険会社又は農業協同組合等は、自動車運送の振興を図ることを目的として組織する団体その他の者であつて、責任保険又は責任共済の事業の円滑な遂行上適当と認められるものと責任保険又は責任共済に関する代理店契約を締結するものとする。	(代理店契約) 第三十条 保険会社は、自動車運送の振興を図ることを目的として組織する団体その他の者であつて、責任保険の事業の円滑な遂行上適当と認められるものと責任保険に関する代理店契約を締結するものとする。

改 正 案	現 行
（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除） 第三十四条の二（略） 2 前項に規定する特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合とは、次に掲げる場合をいう。 一 一十一（略） 十二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）<u>第十一</u>条の<u>二十九</u>に規定する宅地等供給事業のうち同法第十条第五項第三号に掲げるもの又は独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第三号に規定する連携等若しくは中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する土地の造成に関する事業で、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従つて行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するものとして都道府県知事が指定したものの用に供するために買い取られる場合 十三 二十五（略） 3・4（略）	（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除） 第三十四条の二（略） 2 前項に規定する特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合とは、次に掲げる場合をいう。 一 一十一（略） 十二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）<u>第十一</u>条の<u>十四</u>に規定する宅地等供給事業のうち同法第十条第五項第三号に掲げるもの又は独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第三号に規定する連携等若しくは中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する土地の造成に関する事業で、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従つて行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するものとして都道府県知事が指定したものの用に供するために買い取られる場合 十三 二十五（略） 3・4（略）

(保険会社等の異常危険準備金)

第五十七条の五 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるものが、各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、当該各号に定める法律の規定による責任準備金(第十二項において「責任準備金」という。)の積立てに当たり、保険(次条第一項に規定する原子力保険及び地震保険を除くものとし、異常災害損失の発生が見込まれるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)又はこれに類する政令で定める共済に係る異常災害損失の補てんに充てるため、政令で定める保険の種類又は共済の種類ごとに、当該保険又は共済の当該事業年度における正味収入保険料又は正味収入共済掛金を基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により異常危険準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一(三) (略)

四 農業協同組合法第十条第一項第十号に掲げる事業を行う農業協同組合連合会 同法第十一条の十三

五(九) (略)

2
18 (略)

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特

(保険会社等の異常危険準備金)

第五十七条の五 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるものが、各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、当該各号に定める法律の規定による責任準備金(第十二項において「責任準備金」という。)の積立てに当たり、保険(次条第一項に規定する原子力保険及び地震保険を除くものとし、異常災害損失の発生が見込まれるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)又はこれに類する政令で定める共済に係る異常災害損失の補てんに充てるため、政令で定める保険の種類又は共済の種類ごとに、当該保険又は共済の当該事業年度における正味収入保険料又は正味収入共済掛金を基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により異常危険準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一(三) (略)

四 農業協同組合法第十条第一項第十号に掲げる事業を行う農業協同組合連合会 同法第十五条の五

五(九) (略)

2
18 (略)

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特

別控除)

第六十五条の四 法人の有する土地等が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、当該法人が当該各号に該当することとなった土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなった土地等のいずれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで又は第六十五条の十一から第六十五条の十五までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と千五百万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十八条の七十五第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一〇十一 （略）

十二 農業協同組合法第十一条の二十九に規定する宅地等供給事業

別控除)

第六十五条の四 法人の有する土地等が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、当該法人が当該各号に該当することとなった土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなった土地等のいずれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで又は第六十五条の十一から第六十五条の十五までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と千五百万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十八条の七十五第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一〇十一 （略）

十二 農業協同組合法第十一条の十四に規定する宅地等供給事業の

のうち同法第十条第五項第三号に掲げるもの又は独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号に規定する連携等若しくは中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する土地の造成に関する事業で、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従つて行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するものとして都道府県知事が指定したものの用に供するために買い取られる場合

十三丁二十五（略）

25（略）

（保険会社等の異常危険準備金）

第六十八条の五十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の各号（連結子法人にあつては、第一号）に掲げるものが、各連結事業年度において、当該各号に定める法律の規定による責任準備金（第十三項において「責任準備金」という。）の積立てに当たり、保険（次条第一項に規定する原子力保険及び地震保険を除くものとし、異常災害損失の発生が見込まれるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）又はこれに類する政令で定める保険の種類又は共済の補てんに充てるため、政令で定める保険の種類又は共済の種類ごとに、当該保険又は共済の当該連結事業年度における正味収入保険料又は正味収入共済掛金を基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法

うち同法第十条第五項第三号に掲げるもの又は独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号に規定する連携等若しくは中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する土地の造成に関する事業で、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従つて行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するものとして都道府県知事が指定したものの用に供するために買い取られる場合

十三丁二十五（略）

25（略）

（保険会社等の異常危険準備金）

第六十八条の五十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の各号（連結子法人にあつては、第一号）に掲げるものが、各連結事業年度において、当該各号に定める法律の規定による責任準備金（第十三項において「責任準備金」という。）の積立てに当たり、保険（次条第一項に規定する原子力保険及び地震保険を除くものとし、異常災害損失の発生が見込まれるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）又はこれに類する政令で定める保険の種類又は共済の補てんに充てるため、政令で定める保険の種類又は共済の種類ごとに、当該保険又は共済の当該連結事業年度における正味収入保険料又は正味収入共済掛金を基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法

人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により異常危険準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。 一・二（略） 三 農業協同組合法第十条第一項第十号に掲げる事業を行う農業協同組合連合会 同法第十一条の十三 四〃八（略） 2 19（略）	人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により異常危険準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。 一・二（略） 三 農業協同組合法第十条第一項第十号に掲げる事業を行う農業協同組合連合会 同法第十一条の五 四〃八（略） 2 19（略）
---	--

改 正 案	現 行
（退職年金等積立金の額の計算） 第八十四条 （略） 2 前項に規定する退職年金等積立金額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。 一・二 （略） 三 厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る生命共済の業務（当該生命共済の業務に係る共済金の支払事由の発生を共済事故とする共済の業務を含む。）を行う農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号（共済に関する施設）の事業を行う農業協同組合連合会をいう。） 次に掲げる金額の合計額 イ 各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る農業協同組合法第十一条の十三（共済事業に係る責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額（以下この号において「責任準備金額」という。）のうち共済掛金積立金に相当する金額から、当該契約に係る厚生年金基金又は厚生年金基金連合会	（退職年金等積立金の額の計算） 第八十四条 （略） 2 前項に規定する退職年金等積立金額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。 一・二 （略） 三 厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る生命共済の業務（当該生命共済の業務に係る共済金の支払事由の発生を共済事故とする共済の業務を含む。）を行う農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号（共済に関する施設）の事業を行う農業協同組合連合会をいう。） 次に掲げる金額の合計額 イ 各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る農業協同組合法第十一条の五（共済事業に係る責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額（以下この号において「責任準備金額」という。）のうち共済掛金積立金に相当する金額から、当該契約に係る厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が

が厚生年金保険法第百三十二条第三項に規定する相当する水準の給付を行うものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

ロ二（略）

四八（略）

三・四（略）

附則

（退職年金等積立金に対する法人税の特例）

第二十条（略）

2 適格退職年金契約に係る信託、生命保険又は生命共済の業務は、第八十四条第一項に規定する退職年金業務等に該当するものとみなして、第二編第二章及び第三編第三章（退職年金等積立金に対する法人税）の規定を適用する。この場合において、当該業務を行う法人の同条第二項（第百四十五条の十（外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算））において適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する退職年金等積立金額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一・二（略）

三 適格退職年金契約に係る生命共済の業務（当該生命共済の業務に係る共済金の支払事由の発生を共済事故とする共済の業務を含

厚生年金保険法第百三十二条第三項に規定する相当する水準の給付を行うものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

ロ二（略）

四八（略）

三・四（略）

附則

（退職年金等積立金に対する法人税の特例）

第二十条（略）

2 適格退職年金契約に係る信託、生命保険又は生命共済の業務は、第八十四条第一項に規定する退職年金業務等に該当するものとみなして、第二編第二章及び第三編第三章（退職年金等積立金に対する法人税）の規定を適用する。この場合において、当該業務を行う法人の同条第二項（第百四十五条の十（外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算））において適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する退職年金等積立金額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一・二（略）

三 適格退職年金契約に係る生命共済の業務（当該生命共済の業務に係る共済金の支払事由の発生を共済事故とする共済の業務を含

む。）を行う農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第十号（共済に関する施設）の事業を行う農業協同組合連合会をいう。）次に掲げる金額の合計額 イ（略） ロ 各適格退職年金契約につき、当該契約に係る農業協同組合法第十一条の十三（共済事業に係る責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち共済掛金積立金に相当する金額から、当該契約に係る掛金の額のうちその共済金受取人が負担した部分の金額でその共済掛金積立金に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額 3 5 （略）	む。）を行う農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第十号（共済に関する施設）の事業を行う農業協同組合連合会をいう。）次に掲げる金額の合計額 イ（略） ロ 各適格退職年金契約につき、当該契約に係る農業協同組合法第十一条の五（共済事業に係る責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち共済掛金積立金に相当する金額から、当該契約に係る掛金の額のうちその共済金受取人が負担した部分の金額でその共済掛金積立金に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額 3 5 （略）
--	---

○ 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（附則第三十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（管理人の選任等） 第八十五条 管理を命ずる処分があつたときは、被管理農水産業協同組合を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、管理人に専属する。農業協同組合法第四十七条、水産業協同組合法第五十一条（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）及び農林中央金庫法第五十条において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十七条の規定、農業協同組合法第五十条第三項（同法第五十条の二第四項及び第五十条の四第四項において準用する場合を含む。）<u>、水産業協同組合法第五十四条第三項（同法第五十四条の二第六項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の三第三項（同法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）</u>、再編強化法第三十条第二項及び農林中央金庫法第五十三条第三項において準用する商法第三百八十条の規定、農業協同組合法第六十九条、水産業協同組合法第七十三条（同法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第一百条第五項において準用する場合を含む。）	（管理人の選任等） 第八十五条 管理を命ずる処分があつたときは、被管理農水産業協同組合を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、管理人に専属する。農業協同組合法第四十七条、水産業協同組合法第五十一条（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）及び農林中央金庫法第五十条において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十七条の規定、農業協同組合法第五十条第三項（同法第五十条の二第六項及び第五十条の三第四項において準用する場合を含む。）<u>、水産業協同組合法第五十四条第三項（同法第五十四条の二第六項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の三第三項（同法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）</u>、再編強化法第三十条第二項及び農林中央金庫法第五十三条第三項において準用する商法第三百八十条の規定、農業協同組合法第六十九条、水産業協同組合法第七十三条（同法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第一百条第五項において準用する場合を含む。）

及び再編強化法第二十二條第二項において準用する商法第四百十五條の規定並びに農業協同組合法第六十三條の二及び水産業協同組合法第六十七條の二（同法第九十二條第四項、第九十六條第四項及び第一百條第四項において準用する場合を含む。）において準用する商法第四百二十八條の規定による理事（農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員を含む。以下この章において同じ。）の権利についても同様とする。 2 5 （略）	及び再編強化法第二十二條第二項において準用する商法第四百十五條の規定並びに農業協同組合法第六十三條の二及び水産業協同組合法第六十七條の二（同法第九十二條第四項、第九十六條第四項及び第一百條第四項において準用する場合を含む。）において準用する商法第四百二十八條の規定による理事（農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員を含む。以下この章において同じ。）の権利についても同様とする。 2 5 （略）
---	---

○ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）（附則第三十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（協同組織金融機関の資本の額等） 第三十八条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、優先出資を発行している協同組織金融機関の次の各号に掲げる法律の規定の適用については、この法律による資本の額をもって、当該協同組織金融機関の当該各号に定めるものとする。 一（五） （略） 六 農業協同組合法第十条の二（出資の総額の最低限度）、<u>第十一</u>条の八第一号（共済事業に係る経営の健全性の基準）、<u>第五十一</u>条第二項（準備金）及び第五十二条第一項第一号（剰余金の配当） 出資の総額及び出資総額 七 （略） 3 （略）	（協同組織金融機関の資本の額等） 第三十八条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、優先出資を発行している協同組織金融機関の次の各号に掲げる法律の規定の適用については、この法律による資本の額をもって、当該協同組織金融機関の当該各号に定めるものとする。 一（五） （略） 六 農業協同組合法第十条の二（出資の総額の最低限度）、<u>第五十</u>一条第二項（準備金）及び第五十二条第一項第一号（剰余金の配当） 出資の総額及び出資総額 七 （略） 3 （略）

。独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百一十八号）（附則第三十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（業務の範囲） 第十二条 信用基金は、第三条第一項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。 一・二 （略） 三 農業信用基金協会の農業信用保証保険法第二条第三項に規定する農業近代化資金等に係る保証債務及び同法第八条第一項第二号に掲げる保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。 四 農業信用基金協会に対し農業信用保証保険法第八条第一項第三号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。 五、十 （略） 2 （略）	（業務の範囲） 第十二条 信用基金は、第三条第一項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。 一・二 （略） 三 農業信用基金協会の農業信用保証保険法第二条第三項に規定する農業近代化資金等に係る保証債務及び同法第八条第二号に掲げる保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。 四 農業信用基金協会に対し農業信用保証保険法第八条第三号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。 五、十 （略） 2 （略）

改 正 案	現 行
<u>第二十一条</u> <u>削除</u>	（農業協同組合連合会の合併における総会手続の特例） <u>第二十一条</u> 合併により消滅する農業協同組合連合会の総会員（農業協同組合法第十二条第二項第二号又は第三号の規定による会員（第五項において「准会員」という。）を除く。以下この項及び第五項において同じ。）の数が合併後存続する農業協同組合連合会（以下この条において「存続農業協同組合連合会」という。）の総会員の数の二十分の一を超えない場合であつて、かつ、合併により消滅する農業協同組合連合会の最終の貸借対照表により現存する総資産額が存続農業協同組合連合会の最終の貸借対照表により現存する総資産額の二十分の一を超えない場合における存続農業協同組合連合会の合併については、同法第六十五条第一項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。 2 前項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う存続農業協同組合連合会は、その旨及び政令で定める事項を記載した合併契約書を作成しなければならない。 3 存続農業協同組合連合会が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合については、商法第四百十三条ノ三第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるの

は「名称及主たる事務所」と、「第四百八条第一項ノ承認」とあるのは「農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第六十五条第一項ノ議決」と、「株主」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

4 存続農業協同組合連合会が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合における農業協同組合法第六十五条第四項において準用する同法第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日」とあるのは、「合併契約書を作成した日」とする。

5 存続農業協同組合連合会の総会員の六分の一以上の会員（准会員を除く。）が第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該存続農業協同組合連合会に対し書面をもつて合併に反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による合併を行うことはできない。

（農業協同組合連合会の信用事業の全部又は一部の譲受けにおける総会手続の特例）

第二十八条 農業協同組合連合会が農業協同組合又は他の農業協同組合連合会から信用事業（農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業をいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部の譲受けを行う場合において、その対価が最終の貸借対照表により当該農業協同組合連合会に現存する純資産額の二十分の一を超えないときは、同法第五十条の二第二項の規定にかかわらず、同項の総会の

議決を要しない。

2 | 農業協同組合連合会が前項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合における農業協同組合法第五十条の二第六項において準用する同法第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「議決の日」とあるのは、「理事会（経営管理委員を置く農業協同組合連合会にあつては、経営管理委員会）の議決の日」とする。

3 | 農業協同組合連合会が第一項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合については、商法第二百四十五条ノ五第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは「名称及主たる事務所」と、「第二百四十五条第一項」とあるのは「農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五十条の二第二項」と、「株主」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

4 | 農業協同組合連合会の総会員（農業協同組合法第十二条第二項第二号又は第三号の規定による会員（以下この項において「准会員」という。）を除く。）の六分の一以上の会員（准会員を除く。）が前項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該農業協同組合連合会に対し書面をもって信用事業の全部又は一部の譲受けに反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による信用事業の全部又は一部の譲受けを行うことはできない。

第三十七条
削除

(農業協同組合連合会の信用事業の全部の譲受けにおける債権者の異議の系統の特例)

第三十七条 農業協同組合連合会が農業協同組合又は他の農業協同組合連合会から信用事業（農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業をいう。）の全部の譲受けを行う場合における同法第五十条の二第六項において準用する同法第四十九条第二項の規定の適用については、同項中「ならない。」とあるのは、「ならない。ただし、当該出資組合が、当該公告を官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするとき、当該出資組合による各別の催告は、することを要しない。」とする。